

国分寺市子育て・子育ちいきいき計画
(平成27年度～平成31年度)
実施計画平成27年度施策評価

平成29年6月

国分寺市子育て・子育ちいきいき計画推進協議会

目次

はじめに	1
第1 国分寺市子育て・子育ちいきいき計画について	3
第2 基本理念	3
第3 施策の体系	4
第4 重点施策	5
第5 計画の進捗状況評価	6
第6 実施計画の評価方法について	7
第7 実施計画平成27年度施策評価	8
1 全体評価	8
2 施策別評価	9
施策1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	9
(1) 施策評価	9
(2) 提言	18
施策2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	20
(1) 施策評価	20
(2) 提言	22
施策3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	23
(1) 施策評価	23
(2) 提言	26
施策4 健康に過ごすことができるまちをつくる	28
(1) 施策評価	28
(2) 提言	30

施策 5	仕事と生活との調和を実現する	33
(1)	施策評価	33
(2)	提言	35
施策 6	親や家族も支援する	37
(1)	施策評価	37
(2)	提言	39
施策 7	確かな学力と豊かな心を育む	41
(1)	施策評価	41
(2)	提言	43
施策 8	生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	44
(1)	施策評価	44
(2)	提言	47
施策 9	健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	48
(1)	施策評価	48
(2)	提言	49
施策 10	市民の共助による子育て・子育て支援を進める	50
(1)	施策評価	50
(2)	提言	51
施策 11	市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	52
(1)	施策評価	52
(2)	提言	53
第 8	実施計画の評価に当たって	54
資料	実施計画平成 27 年度実績	55

はじめに

現在、我が国では少子化、家族形態の変化、就労形態の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、「子育ての孤立感と負担感の増加」「仕事と家庭の両立」など、子育てをめぐる課題に対して、社会全体で支援する新しい仕組みを構築していくことが必要となっている。

平成 27 年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足（小 1 の壁）、女性の社会参画を支える支援の不足などとあわせて、子ども・子育て支援の質の改善と量の不足という課題を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱として掲げている。

これにより、幼児期の教育・保育・子育て支援について、共通の仕組みの下で必要な財源を確保することや、市区町村が計画的に地域の子育て基盤を整備することなど、制度の改善・充実が図られることとなり、市町村には、その地域の子供の幼児教育、保育、子育て支援の需要を的確に把握して「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それらを踏まえて地域の需要に応じた給付・事業を行うことが義務付けられた。

平成 28 年度においては、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることを目的として、児童福祉法が改正された。

また、社会保障審議会児童部会保育専門委員会においてとりまとめられた「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」(平成 28 年 12 月 21 日)を受け、新たに保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号。)が公示され、平成 30 年 4 月 1 日より適用されることになった。

新たな保育所保育指針では、①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上といった内容が示され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供の基盤整備が行われた。

このような背景を踏まえ、国分寺市子育て・子育ていきいき計画の基本理念である「一人ひとりを大切に みんながみんなの中で心豊かに 育ち合い、支え合う」ことのできる地域社会の実現に向けた取組を一層推進していく必要がある。

国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会

会長 野村 武司

第1 国分寺市子育て・子育ていきいき計画について

平成27年3月に策定された国分寺市子育て・子育ていきいき計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村地域行動計画として、行政と子育て家庭、地域で住み活動する市民等による協力・協働・連携によって、子ども自身の成長やすべての子育て家庭を支援するとともに、家庭や地域において育つ喜び、子育ての喜びが実感でき、地域社会が、子どもが健やかに成長していける場となることを目指して、市の今後の子育て・子育て施策の具体的な方向や取り組む内容について定めています。また、子ども・子育て支援法に基づく施策の数値目標を定める市町村子ども・子育て支援事業計画を包含し、子育て・子育て施策の計画的な推進を図っている。

第2 基本理念

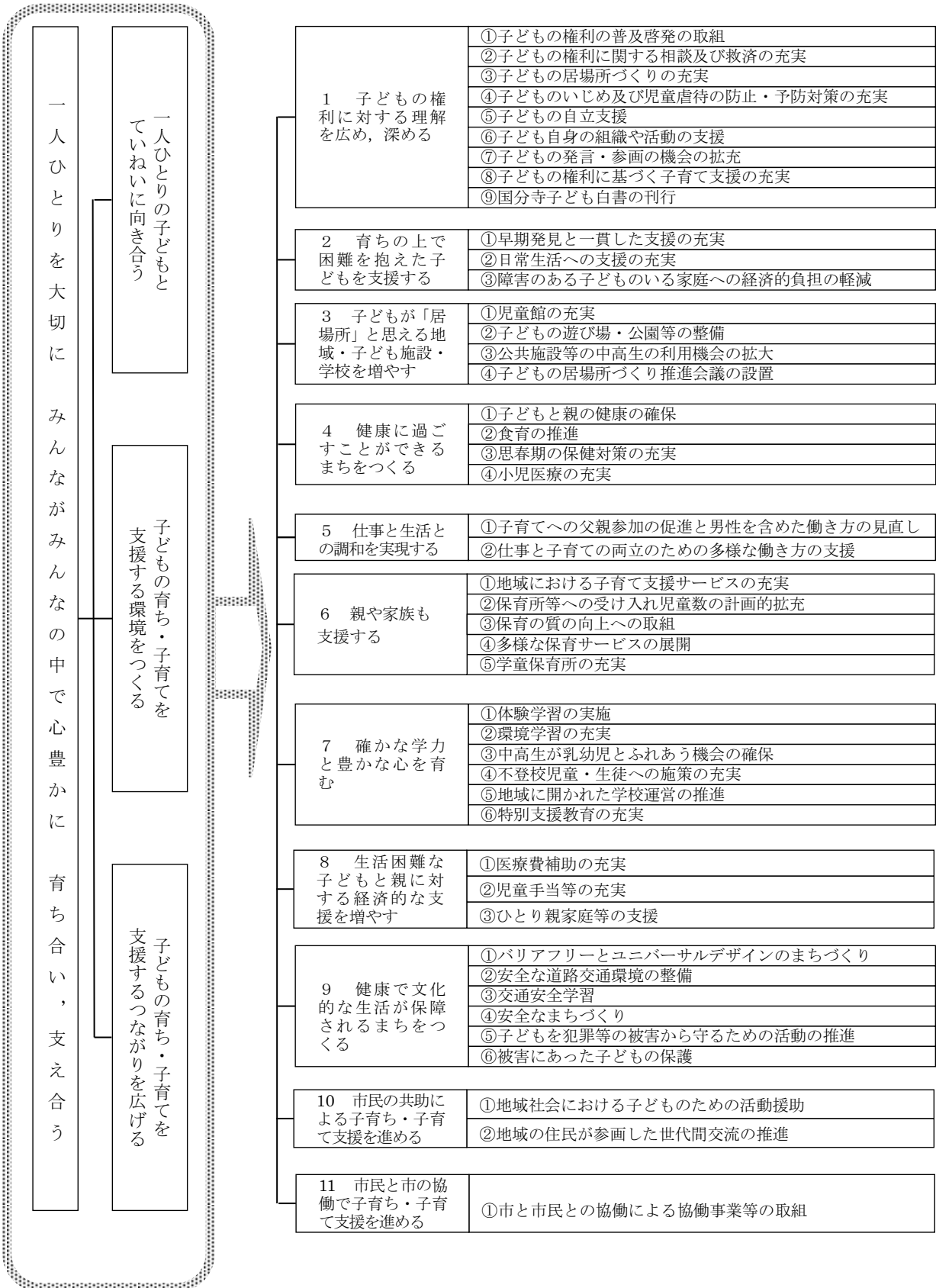
本計画では、すべての子どもと大人の「一人ひとりを大切に」、いろいろな人が見守っている中で、子どもも大人も「みんなが、みんなの中で」、子どもたちが「心豊かに」、すべての子どもと一緒に育ち合うことが可能となるよう、支え合って子育てを進めていけるまちを目指し、『一人ひとりを大切に みんながみんなの中で心豊かに 育ち合い、支え合う』を基本理念としている。

第3 施策の体系

基本理念 基本目標

施策の分野

施策の取組の方向



第4 重点施策

国分寺市子育て・子育ていきいき計画策定時には、「施策の取組」の中から、課題等の重要性を勘案して、市として優先的・重点的に推進する施策を「重点施策」とし、全庁的な視点で力を入れるべき施策と位置付けている。

■施策分野別の重点施策

施策の分野	重点施策（重点的に推進する「施策の取組の方向」）
1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	③ 子どもの居場所づくりの充実
	④ 子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実
2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実
3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	① 児童館の充実
	② 子どもの遊び場・公園等の整備
	③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大
4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保
5 仕事と生活との調和を実現する	① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し
	② 仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援
6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実
	② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充
7 確かな学力と豊かな心を育む	④ 不登校児童・生徒への施策の充実
	⑥ 特別支援教育の充実
9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	① バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり
10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	② 地域の住民が参画した世代間交流の推進
11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	① 市と市民との協働による協働事業等の取組

第5 計画の進捗状況評価

計画を確実に推進していくためには、毎年、計画の進捗状況进行评估し、問題点を明らかにし、改善策を次年度事業に反映していく進行管理のためのマネジメントシステムの確立が必要である。

国分寺市子育て・子育ていきいき計画に定める事業の進捗状況及び評価について協議するため、国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会を設置し、計画の推進を図っている。

国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会名簿

区分	所属	氏名	備考
公募により選出された市民		市村 恵実子	
識見を有する者	東京経済大学 教授	野村 武司	
	福島県立医科大学 准教授	立柳 聡	
子育て支援に関する活動を行う地域活動団体に属する者	国分寺子ども・子育て支援円卓会議 代表	山越 邦夫	
国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者	国分寺市民生委員・児童委員協議会 子育て支援部会員	寺嶋 文代	～H29. 1. 13
		田中 久美子	H29. 1. 14～
市立小中学校の保護者の代表者	国分寺市立小中学校PTA連合会 平成 28 年度対外理事	白木 毅生	
市の職員	子ども家庭部子ども子育て事業課長	本多 美子	
	子ども家庭部子育て相談室長	前田 典人	

第6 実施計画の評価方法について

国分寺市子育て・子育ていきいき計画の基本理念，基本目標に基づき，策定された実施計画の平成27年度の実績を確認し，進捗状況の評価を行った。

計画では，市として優先的・重点的に推進する施策を「重点施策」とし，全庁的な視点で力を入れるべき施策と位置付けており，今後の計画の推進に当たり，計画初年度の進捗状況を確認することは重要であることから，平成27年度施策評価にあたっては，以下3つをテーマとして取り上げ，関係各課とのヒアリングを行った。

- ① 「施策1子どもの権利に対する理解を広め，深める」の重点施策「子どもの居場所づくりの充実」の進捗状況を確認するために，「子どもの居場所施策について」を取り上げた。
- ② 「施策4健康に過ごすことができるまちをつくる」の重点施策「子どもと親の健康の確保」の進捗状況を確認するために，「母子保健施策における連携について」を取り上げた。
- ③ 「施策6親や家族も支援する」の重点施策「地域における子育て支援サービスの充実」より，「学童保育所の取組み及び今後の方向性について」を取り上げた。

第7 実施計画平成27年度施策評価

1 全体評価

本協議会は、国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会設置要綱第2条に基づく所掌である「子育て・子育ていきいき計画に係る事業の進捗状況・評価に関する事」について、実施計画に定められた事業の進捗状況を示す平成27年度実績について、市から提出された資料により確認した。

施策体系ごとの評価では、課題を検討することに力点があることから、辛口の評価となっているが、全体的には、安定して実施されているものも含め進捗している事業が多い。他方で、とりわけ未実施の事業について、事業自体が重要であるにもかかわらず、その実施が経年にわたって実施されない傾向にあるのは気になる点である。また、進捗状況を示す記述についても、計画の体系との関連づけで評価なされていないものも多く、本協議会の評価において戸惑いを覚えた点である。

「子育て・子育ていきいき計画」に掲げられている事業は、もともと、それぞれ、法律に基づく事業であったり、一定の政策の下実施されている事業であったりするものであるが、それを、子どもの育ちや子どもの権利保障、これを支える子育ての観点から捉え直そうとするのがこの計画である。その意味で、事業の推進、進捗の評価に当たっては、単にこれまで行ってきたルーティンの事業評価ではなく、この計画にいかに関与づけられ、いかなる目標の下推進されているものであるかを認識した上で、その進捗を注意深く評価していく必要がある。

必要性の高い事業により力を傾注したり、必要性の低い事業を廃止したりすることが、現在の財政状況の下では今後必要になっていくと思わ

れるが、その際、事業単体の効率性ではなく、本計画の位置づけの中でこれを判断することは大切である。その意味でも、本計画の評価が高い精度を持って行われていることが前提となるが、ここに挙げられている事業が、「子育て・子育ていきいき計画」計画体系の下にある事業であるとの共通認識が各所管で十分でない点に、全体的な課題がある。

2 施策別評価

本節では、国分寺市子育て・子育ていきいき計画の進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、各論として、11 施策の特に要点となる事項について評価を行う。

なお、平成 27 年度評価報告に加えて、現計画における課題を整理した。次期子ども施策に関する計画に定める策定に当たっての参考とされたい。

施策 1 子どもの権利に対する理解を広め、深める

(1) 施策評価

① 子どもの権利の普及啓発の取組

子どもの権利の普及啓発は、子どもに関する施策を進める基礎になるものでもある。子どもを施策の対象や客体とするのではなく、その主体として位置づけることの大切さはあらゆる施策に通じることである。また、子どもの権利についての理解は、決して所与のことではなく、すべての人が真摯に、現実の中で深めるものである。

こうした意義にもかかわらず、子どもの権利の普及啓発に関する事業において、市民への普及啓発、市職員への普及啓発、市施設関係者への普及啓発が量的にも未着手であるということはきわめて重大な問題である。計画的に実施されたい。

実施されている学校内での普及啓発について、性同一性障害など今日的な課題を取り上げたこと、ネットモラルなど新たな課題を取り上げることを今後の方向性としていることについては評価できる。性同一性障害を含むLGBTの問題は、正しい理解がなければ、差別やいじめの原因にもなり得ることを踏まえ、指導資料の作成、周知に留まらず、理解に向けた実践的取組が必要である。ネットモラルについても、発信者の無意識・無自覚の行為が人を傷つけることを踏まえ、同様に理解に向けた実践的取組が必要である。

② 子どもの権利に関する相談及び救済の充実

子どもの権利に関する相談及び救済は、それを図ることにより、子どもの権利の保障を図るとともに、子どもの権利に対する理解をその現場において現実のものとしていくことにもなる。

子育て相談室を所管課とする該当の相談事業は、「妊娠期、子育て子育て各種相談」（通番5）と「子ども総合相談」（通番6）の2つが上がっている。平成31年度の目標値に対して、27年度実績は、量的には概ね上回っており、少なくとも、次年度以降もこれを維持し、さらに、できるだけ多くの相談につながることを望まれる。内容的には、主として、母子保健分野、児童福祉分野での相談、情報共有の仕組みの工夫が重ねられており、この点も評価できるところである。有効な支援策につながることを期待される。

他方、子どもからの相談については、量的にその数が少なく、いじめにかかる相談など、とりわけ学校・教育委員会との連携が必要となる分野での相談体制が整えられていないことが見受けられる。学校外の機関で、子ども自身が躊躇することなく安心して相談できる体制も重要であり、全体として、この分野で学校との間で、有機的な相談体制を構築で

きているかどうかを引き続き検討するとともに、仕組みを整えていく必要がある。なお、母子保健の分野においても、例えば、妊娠届時の面談を含む相談体制がないなど、妊婦を含む母子とのファーストコンタクトのあり方に工夫をする余地があることも指摘しておく。

③ 子どもの居場所づくりの充実

子どもの居場所の充実の問題は、施策3での課題であるが、施策1では、居場所づくりを通じて、大人と子どもが、子どもの権利保障とは何かを前提として、子どもの権利にとっての居場所の大切さ、居場所のイメージを共有するとともに、子どもが主体的にそこにに関わり、子どもも、大人も子どもの権利について理解し、深められる仕組みが整えられているかどうかの問題となる。

該当事業としては、子ども若者計画課が所管する「子どもの居場所づくりに関する市民のワークショップ」が挙げられている。この事業自体が未実施という評価がなされている。市として、子どもの居場所を考える仕組みはそれとして重要であり、平成31年度までに計画的に整える必要がある。

他方、居場所づくりという場合、市内の居場所の多寡や充実の度合いのほか、新たな居場所の確保の議論も必要である。さらに、居場所を支える人員の確保を含む既存の居場所が子どもの居場所としての条件を備えているか、また、子どもの居場所とはこれまで考えられていなかったが子どもの居場所としての視点も必要なのではないかと、そして何よりも子どもにとっていやすく、使い勝手がいいかなど、市全体として、また施設ごとに居場所及び居場所づくりについて検討することも必要である。ただワークショップをすればいいというのではなく、明確なビジョンと獲得目標を持ち、対象事業を広げることも含めて、重層的な視点

を持つ必要がある。

④ 子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実

子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策を考える上で、該当事業としては、①相談体制の充実、②助けてくれる人がいて、安心して集える居場所、③悩みを打ち明けられる場や環境、④いじめや虐待に関する啓発、⑤いじめや虐待に対する早期発見、対応についての研修等が必要となる。また、⑥組織的な対応として、いじめ防止基本方針の策定、要保護児童対策地域協議会の仕組みの整備がある。

相談体制の充実については、上記②で指摘したとおりである。助けてくれる人がいて、安心して集える居場所としては、「親子ひろば事業」がある。相談色が強くなると集えなくなるということもあり、育児相談ができるというほかに、同じ境遇・世代と知り合える、相談し合えるという関係づくりの場となっているものと思われ、それが定着していることは評価でき、その拡充を掲げていることは大切である。利用の背景には利用していない者の存在があり、その実態把握の必要性や、拡大する際の課題も意識されており、計画に従って推進されることが望まれる。他方で、いじめ防止等の対策として、子どもの居場所も、こうした取組として整えられているかどうかについては、ここで事業が挙げられておらず、不明である。相談できる一方で、安心して集える場の充実は子どもにとっても必要である。

悩みを打ち明けられる場や環境として、「育児不安を持つ母親支援グループ」が挙げられている。育児不安を持つ母親の不安・孤立感を軽減し、安心して子育てができるとの意義は重要であるが、参加回数や参加人数の目標設定が低く、参加している人への効果は大きいと思われるが、参加できていない層を踏まえると、政策的には、事業として広げていく

必要性がある。親子ひろばなどとも連携して、柔軟に開催できるような仕組みを整えるとともに、子どもの就学後も切れ目なく支援が届くような仕組みとあわせて工夫する必要がある。

いじめや虐待に関する啓発については、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例に基づく啓発事業が挙げられている。「いじめ・虐待はしてはいけないことを認識できる」取組の意義も重要であるが、つらい思いをしていることを相談に繋げる意義があることも意識されるべきである。

その点で、一般的な広報のほか、つらいと思ったら相談できること、相談したいと思ったときにどこに連絡すればよいか示されているカードの配布などは有効である。カードは悩んだときに身近にあることが大切である一方で、悩みのないときは捨てられることも想定して、いざというときに身近にあるような工夫（持っていられる、持っていたい、捨ててもまたもらえる）が必要である。

また、いじめ虐待防止講演会が開催されているが、つらい思いに気づいたり、つらい思いをさせていることに気づいたりすることを実感できる、子どもが参加する授業の実施なども期待するところである（学校では、いじめ防止授業がなされている。）。

平成 27 年度は、条例の広報の役割も持っていると思われるが、虐待といじめの違いにも着目し、平成 31 年度に向けて、相談につながるような、実質的に意味のある、丁寧な広報が求められる。

いじめや虐待に対する早期発見、対応についての研修等であるが、弁護士によるケースの対応や考察等を踏まえた指導が行われており、その点については評価できるが、他方で、いじめや虐待についての認識や、早期発見のためのスキルなどについてはまだ十分であるとは思われないので、実践的手法を取り入れた形で、各分野における専門家等の指導

とあわせて、計画的に実施する必要がある。

なお、いじめや虐待の防止、早期発見、対応において、子どもが気づくこと、大人が対応することは大切なことである。いじめ防止に関する対応事業として、いじめ予防授業を積極的に実施していることは評価できる。予防授業を契機として、児童生徒が日常にその成果を生かせるような取組も必要である。いじめ防止等の対応として、組織的な対応について整備する必要がある。そのひとつが、いじめについては、学校いじめ防止基本方針の策定といじめ防止の日常的な取組である。学校いじめ防止基本方針は、学校の組織的対応を示すものであることから、国のいじめ防止基本方針より、より具体的に学校の組織に即して定められている必要がある。また、いじめ防止対策組織についても、日常的な取組を計画し検証するとともに、その組織自体が有効に機能するものであるかどうかの検証も必要である。こうした観点や事業が必ずしも明確に位置づけられておらず、平成 27 年度の取組をこうした観点からより進める必要がある。

なお、同事業（通番 12）について、31 年度目標が、量的には、「いじめの発生件数を可能な限り少なくする」、質的には、「いじめのない学校になっている」とされているが、いじめはどこでも起きることを想定し、いじめを発見することが組織的対応の成果であることを促す国のいじめ防止等対策と齟齬を生じる可能性がある。いじめの発生事実やその件数が過小評価されることがないような運用が望まれる。

虐待の防止等としては、要対協が挙げられているが、要対協については、要対協実務者会議の役割が弱いように見受けられる。3 層構造は基本としつつ、ケースの多寡や市の特徴を踏まえた多様なあり方もあり得るので、さらに密度の濃いものにされたい。

⑤ 子どもの自立支援

子どもの自立支援は、子どもの貧困の問題を含めた子どもが家庭的に、社会的に抱えている課題に対する施策として、目下、きわめて大切な施策である。他自治体でも、学習支援、子ども食堂、就労支援等多様な施策が展開されていることはよく知られている。ところが、国分寺市では、これに位置づけられている事業が、「養育家庭普及事業」（通番 14）と「子ども家庭支援センター運営協議会の開催」（通番 15）にとどまり、施策が行われていないか、十分に位置づけられていない可能性がある。少なくとも、既存の事業で子どもの自立支援としての観点を持つ事業について洗い直す必要がある。

⑥ 子ども自身の組織や活動の支援

子ども自身の組織や活動は、施策 3 の子どもの居場所と関連する問題であり、子どもの成長にとって重要な意義を持つものである。

「児童館での中高生自身の活動の支援や中高生向け事業」（通番 16）、「少年少女スポーツ祭等の開催」（通番 17）、子ども祭り、ジュニアサロン、バンドライブ事業など「公民館青少年対象事業」（通番 20）の実施のほか、必ずしも子どもに限られないが、スポーツ団体に加入していない「スポーツセンター、プールの個人開放」（通番 19）などの事業が実施されている。また、小中学校を拠点とした「地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援」（通番 18）や、「青少年育成地区委員会への補助金交付」（通番 21）、「地域活動連絡会への補助金交付」（通番 22）などが挙げられている。

これらは、いずれも安定して行われているか、一定の進展が見られる。スポーツ、祭り、音楽活動等が多い一方で、18 歳選挙権の問題も念頭に政治、社会に関わる子どもの活動についても視野に入れていく必要がある。

ある。

⑦ 子どもの発言・参画の機会の拡充

国連・子どもの権利委員会は、子どもの権利条約 12 条（意見表明権）を、条約全体を貫く最も重要な権利と位置づけている。子どもの発言・参画は、こうした条約 12 条を背景に持つものであり、子どもの権利保障の観点からも非常に重要な事業である。

ここに挙げられている事業は、⑥で位置づけられて再掲となる「公民館青少年対象事業」（通番 20）の実施、「児童館における、ボランティア受け入れ事業」（通番 23）にとどまっている（「子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発」（通番 3）は未実施）。

これらの実績は、未実施のものを除き、現状を維持しているか、一定の進展があるとされているが、これらの事業を実施したとしても、子どもの発言・参画の機会の拡充という点で事業を実施したことにはならない。日常的にあらゆる場面での子どもの発言・参画が求められるほか、子どもの居場所における子どもの発言・参画、市政等への発言・参加の工夫は他の自治体で工夫がなされているところである。市ではこの点について全く施策が行われていないか、十分に位置づけられていない可能性がある。少なくとも、既存の事業で子どもの発言・参画としての観点を持つ事業について洗い直す必要がある。

⑧ 子どもの権利に基づく子育て支援の充実

子どもの権利に基づく子育てとは、子育てが子どもの最善の利益に資すると同時に、子どもの考えを尊重する等、子どもを主体とした子育てを充実するための施策のことである。

③から再掲となる親子ひろば事業の拡充（通番 8）、子ども野外事業（通番 24）子育て支援市民活動団体の支援事業（通番 25）が

挙げられている。親子ひろばは、相談もできる親子の居場所として虐待防止等の意義を持つものであり、実績において進展も見られる。子ども野外事業は、子どもの成長とエンパワーメントを図る施策として継続されている。また、すべてが子どもに関わるわけではないが、市民活動センターの事業は、子育て・子育て支援の市民活動を支援するものとして継続されている。事業のメニューや規模に物足りなさがあることから、より豊富な事業展開が望まれる。

⑨ 国分寺子ども白書の刊行

子どもに関するデータは、あらゆる施策の基礎をなすものであり、子どもがどのような状況にあるかを経年的に調査することは重要である。国連・子どもの権利委員会の各総括所見においても、わが国において子どものデータが十分でないことは指摘されており、改善されるべき重要課題である。

「国分寺子ども白書」の刊行（通番 26）が事業として挙げられており、「居場所」について、3～5年ごとに一定程度のアンケートを実施し、子どもたちの状況を把握するとされている。しかし、平成26年度は、「子ども・子育て支援に関するアンケート」をするにとどまり、平成27年度においては、未実施に終わっている。

子どもの状況を経年的に把握することはきわめて重要なことであり、特定の事業を実施するときだけにそのためのアンケート調査をするという態度は改められるべきである。経年的に同じ指標で、定期的に調査をすることこそが重要であり、そうした観点から、計画的に調査を行い、かかる観点の「国分寺子ども白書」の作成を行う必要がある。

(2) 提言

子どもの権利の普及啓発の取組について、市民への普及啓発、市職員への普及啓発、市施設関係者への普及啓発が量的にも未着手であるということはきわめて重大な問題である。計画的に実施されたい。学校内の普及啓発について、LGBTやネットモラルなど新たな課題を取り上げることを今後の方向性としていることは評価できるが、正しい理解がなければ、差別やいじめの原因にもなり得ることを踏まえ、指導資料の作成、周知に留まらず、理解に向けた実践的取組が必要である。

子どもの権利に関する相談および救済の充実については、母子保健、児童福祉分野の「妊娠期、子育て子育ち各種相談への対応事業」(通番5)については、相談が有効な支援策につながることを期待される。これに対して、子どもからの「子ども総合相談窓口の設置」(通番6)について、量的にその数が少なく、いじめにかかる相談など、とりわけ学校・教育委員会との連携が必要となる分野での相談体制が整えられていない。学校との間で、有機的な相談体制を構築し、仕組みを整えていく必要がある。

子どもの居場所づくりの充実については、「子どもの居場所づくりに関する市民のワークショップ」が挙げられているが、明確なビジョンと獲得目標を持ち、対象事業を広げることも含めて、重層的な視点を持って実施する必要がある。

子どものいじめおよび児童虐待の防止・予防対策の充実に関しては、育児相談につき、「親子ひろば事業」が重要な役割を果たしているが、利用していない者の実態把握の必要性や、拡大する際の課題も意識されていることは重要であり、かかる視点の下、さらに推進されることが望まれる。また、悩みを打ち明けられる環境として、「育児不安を持つ母親支

援グループ」が挙げられているが、参加回数や参加人数の目標設定が低く、政策的には、事業として広げていく必要性がある。また、子どもの就学後も切れ目なく支援が届くような仕組みとあわせて工夫する必要がある。

いじめに関しては、上記の通り、相談体制に課題があるほか、学校いじめ防止基本方針を中心にした組織的対応は有効に機能するものであるのかを検証することを含めて整備する必要がある。また、目標設定が、いじめ防止等対策と齟齬を来す可能性があることを踏まえ、適正な運用が望まれる。

1-⑤「子どもの自立支援」については、重要な施策であるにもかかわらず、施策が行われていないか、十分に位置づけられていない可能性がある。少なくとも、既存の事業で子どもの自立支援としての観点を持つ事業について洗い直す必要がある。

子ども自身の組織や活動の支援については、概ね事業は進展していると思われるが、18歳選挙権の問題も念頭に政治、社会に関わる子どもの活動についても視野に入れていく必要がある。

子どもの発言・参画の機会の拡充については、子どもの権利にとって重要な施策であるにもかかわらず、全く施策が行われていないか、十分に位置づけられていない可能性がある。少なくとも、既存の事業で子どもの発言・参画としての観点を持つ事業について洗い直す必要がある。

子どもの権利に基づく子育て支援の充実については、事業のメニューや規模に物足りなさがあることから、より豊富な事業展開が望まれる。

国分寺子ども白書の刊行は、子どもに関するデータ収集に関する施策であり、あらゆる施策の基礎をなす重要な施策である。子どもの状況を経年的に把握することはきわめて重要なことであり、特定の事業を実施

するときだけにそのためのアンケート調査をするという態度は改められるべきである。経年的に同じ指標で、定期的に調査をすることこそが重要であり、そうした観点から、計画的に調査を行い、かかる観点の「国分寺子ども白書」の作成を行う必要がある。

施策 2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する

(1) 施策評価

① 早期発見と一貫した支援の充実

「法内制度に基づく子どもの発達相談事業」（通番 27）、「こどもの発達センターつくしんぼ法内制度移行に伴う相談支援事業」（通番 28）など突出して充実している事業もある一方で、「親子の遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室」（通番 29）、「市内関係機関への、専門的視点での指導・援助」（通番 30）など、多様な支援を必要とされる障害児には対応し切れていないのが事業概要から見て取れる。

「親子の遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室」（通番 29）において、多様な支援を実現するには支援できる場所を増やすことが必要であるし、人員増加も不可欠である。その必要性が認識されていながら、実現に向けて状況が改善されていないことは大きな問題点と言える。

また、「心理相談ケース連絡会」（通番 33）、「乳幼児育成事業」（通番 34）、「障害児保健福祉連絡会」（通番 35）では、育児不安を抱えていて行政からのアプローチが必要とされている保護者は少なからずとも存在するため、保護者の不安に向き合い、その人材、人員も含め、今後検証していく必要がある。なお、担当課である健康推進課は、子ども家庭支援センターとの連携の必要性を認識されていることから、なお一層の

具体的な取組を進められたい。

② 日常生活への支援の充実

「学童保育所中学生障害児保育」(通番 37)、「学童保育所の障害児の受け入れ拡充」(通番 38)の小学生及び中学生障害児の学童保育所の受け入れに関して、入所希望があった児童は全員入所できるという点では保護者の安心度は高い。しかし健常児の学童保育所と同じく狭隘状況は改善されていない。市内支援学級の人数も増加傾向にあることから、今後ますます環境の悪化が予測されることから、狭隘状態の改善が急務である。状況の改善を早急に図られたい。また、障害があっても中学生という発達段階においては、学童保育所の支援だけではなく、障害児通所支援などの多様なサービス提供が検討される必要がある。

「特別支援学級児童生徒スクールバス運行」(通番 39)は、希望者に対して100%の乗車率を達成している。一人で登校することが困難な児童がいる中、保護者としてはこの事業に対して大きな安心感をもたらしていると言える。

「補装具給付事務事業」(通番 41)～「重度心身障害者(児)巡回入浴サービス」(通番 47)については、全体的に事業は停滞していると言える。障害福祉課が所轄する事業が多く、一つの課として同時並行で事業をこなしていくことは困難との印象を受ける。よって年度毎に重点的に取り組む事業を決め、力を集約的に使って事業を改善していくことが必要と思われる。

「障害児保育事業」(通番 48)は、全園実施となっているが、新規設置保育園については体制が整わないことなどの理由により、初年度は障害児の受け入れを行っているところは少ない。その時点で障害児は選択が狭められているというハンディを負うことになる。それだけでなく、入

園手続きも健常児と比較すると煩雑であり、障害児をもつ保護者の気持ちに寄り添うものではない。また、障害児を保育する一番の課題は保育士の確保である。基幹型保育所の実施する障害児の保育に関する研修を充実させることにより、障害児に適切な保育を提供できる保育士を確保でき、結果的に市内保育園全体の保育の底上げにつながる。

③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減

経済的負担の軽減を解消するための施策に目標値が設定されていない。事業として成立しているからには、支援が必要な人が手を上げるのを待つのではなく、早急に支援が行き届くような施策を考えることが重要である。利用者の拡大に向けた周知の充実を図りたい。また、国や東京都の事業においては、利用者のニーズを把握し、制度の拡充等、国や東京都へ働きかけられたい。

(2) 提言

②-1 「子育て」や「多様性」という漠然としたイメージを具現化し施策に反映する、という努力が求められており、また停滞している施策に関しては人員の不足だけでなく、実施するための施設不足も課題になっている。上記評価項目にもあげたが、今以上に庁内の連携を取り、年度毎に改善する項目を設定し重点的に改善していくなど、計画的な事業の課題解決を図られたい。

その他、事業概要と質的目標が合致していない事業もあり、評価方法への更なる理解も求められる。

②-2 障害児の学童保育所入所に関して、全入制度は素晴らしいが、狭隘状態のため質的な目標は達成できていない。この状況を改善するために一つの方策として児童館だけでなく、市内公民館などの利用や、放課後児童

支援員のスキルアップなど、児童館以外での保育、保育の工夫なども念頭に置くことも必要かと思われる。

また、保育園における障害児がいきいきと保育園生活を送るためには、質の高い保育士の確保が重要となってくる。現在どの自治体も保育士確保については苦勞しているが、他自治体の例も参考にしてスキルの高い保育士の確保する方策を模索していただきたい。市内保育園が民営化していく中で、保護者のニーズをどのように把握しどのように具体化していくかが問われている。

障害児の日常生活の支援については、国や東京都の施策の実施に留まらず、市民のニーズに応じた支援のあり方について模索し、更なる充実を図りたい。(通番 52~60)

施策 3

子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす

(1) 施策評価

① 児童館の充実

重点施策として位置づけているにもかかわらず5事業中、4事業が未実施であるのは看過しがたい。計画そのものに問題があるのか検証すべきである。「児童館の整備計画」(通番 61 番)は、平成 21 年度策定計画にも関わらず、検討・準備も着手していないのは居場所事業の停滞を如実に示している。(通番 61) また 5 年計画の概要では、「障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもの居場所としてより活用が図れる」ことを目指す、としているにも関わらず、「児童館での乳幼児・小学生・中高生向け事業」(通番 62)には、「各年齢のニーズに対応した企画を実施」とあるばかりで、「企画内容や運営のあり方の見直し」をした形

跡もなく、現状維持という評価は、5年間の目標の観点からは、正當に評価できない。

近年、遊戯室を時間割りで子どもグループが占有する割り振り方式をとっているのを目にする。学童保育所併設のため、狭隘状況がひとつの原因であろうかと推察されるが、本来、子ども同士が互いに譲り合い、あるいは同じ時間を共有して、過ごせるよう運営することが望ましいと考える。施設の現状で工夫しつつ、子ども同士のつながりを醸成していくことは、児童館職員の力量を問われる部分で、担当職員間で議論されるべき問題であると考ええる。

② 子どもの遊び場・公園等の整備

「公園緑地の整備」（通番 68）については、良好な自己評価であるが、姿見の池緑地整備と恋ヶ窪用水路の整備で、直接、子どもの遊び場・公園にあたるものなのか。都道による子どもの生活圏の分断地域や子ども数の急増地域など、子ども数と生活圏の変化に応じた整備計画、子どもの視点から課題を的確に取り上げるべきである。

「地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援」（通番 18 再掲）においては、地域クラブが立ちあがって活動を始めたことは評価できる。ただし、目標値の会員数 200 に対して、報告は企画と参加人数で整合性がない。「いつでも誰でもスポーツに親しむことができる」という質的目標は、小・中学校を利用する地域クラブという事業の目的としての的確に表現されているとは思われない。（通番 18）

「子ども野外事業」（通番 24 再掲）における「屋外型親子ひろば」は、ともに現状維持ということだが、携帯ゲーム機やスマートフォン普及による、子どもの生活環境の変化を考えれば、「自主的な遊び」「生きる力を身につける」という目標に向け、5年間の量的目標値 6 か所

を早期に実現すべきである。屋外型親子ひろばは、利用者が非常に多く、屋内親子ひろばを利用できない乳幼児の育ちや、保護者のネットワークの視点からも、さらに質・量ともに進めるべきである。

子どもの冒険遊び場「プレイステーション」は、利用者数は増加しており、量的目標としては評価できる。しかし、質的なものについては、現在、基地遊びの禁止、大型遊具の撤去、火の使用の制限など、国分寺市プレイステーション条例（平成12年条例第30号）に規定する青少年が生き生きと安全に遊べる冒険遊び場としての機能が低下しているといえる。プレイリーダーの役割についても、制限が多くなると管理的にならざるを得なく、遊び場等で青少年を見守り、かつ、遊びの指導をする者としての役割を担うことが難しくなっている。利用者も乳幼児と保護者の平日利用が多く、上記の制限が子どもの活動に影響を与えているのも事実である。このような課題があるにもかかわらず、ヒアリングにおいて担当課は内容に変更はないと認識している。本事業においては質的な低下が見受けられることから、協議会における評価は、現状維持よりも後退と評価する（通番66）。

「放課後子どもプランの実施」（通番71）については、ヒアリングからは社会教育課と子ども子育て事業課が、連携が取れているようには思えない。市としての方針が明確に示されないまま、事業を実施することは、保護者の不安をかき立てる状態になっている。放課後子ども総合プラン移行の課題については、関係各課、対象PTAの意向も踏まえ、市としての統一的な計画づくりを検討すべきである。

③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大

「公民館青少年対象事業」（通番20再掲）での居場所づくり事業によって、フリースペースやジュニアサロン等の設置ができたことは大

いに評価する。さらに進めるべきである。同時に、不登校、ひきこもり、障害のある子どもなど、「全ての子ども」を包含する居場所という観点で不足しているのではないか。そうした観点こそ、「子どもの居場所づくりの市民ワークショップ」で議論され、現場運営に反映されるべきだがワークショップは実施されなかったことは残念である（通番7再掲）。ただし、ワークショップの運営方法の検討を重ねた経緯があるので、未実施ではあっても着手はしていると報告すべきものと考えらる。

④ 子どもの居場所づくり推進会議の設置

携帯ゲーム機、SNSの普及による子どもの生活環境の変化、友人や教師との信頼関係の築きにくさ、不登校、ひきこもり、いじめなど、子どもを取り巻く環境の厳しさは増している。当該事業（通番75）は、「子ども自身が自分で選んで過ごす場所」としての「子どもの居場所」を行政が進めていく難しさを考え、計画に位置付けたものだが、未だ設置に至っていない。5年目標「子どもの居場所づくりにかかわる機関と市民団体、市民（子どもを含む。）の合議によって、子どもの居場所づくりの進捗状況を評価する」という内容や機能などについて、より広い意見をくみ上げて再検討し、重点施策である「子どもの居場所づくり」を推進する体制を担保すべきである。ただ内容について、検討を重ねてきた事実がある以上、未着手という訳ではないと思われる。今後の取組に期待したい。

(2) 提言

「児童館の整備計画」（通番61）については、子どもの意見を取り入れられる形で整備計画会議を組織すべきである。そのためにも「児童館運

営委員会の設置」を早期に行い、児童館全体の企画内容や運営のあり方の見直しを図り、中高生にも、障害のある子どもにも利用し易い工夫を常日頃心がけるべきである。「子どもとの継続的な関係が築ける」職員の研修・育成が重要であり、積極的に関係会議等、市内の子育ち・子育ての環境把握に努めなければならない。そのためにも、現在の職員体制と業務内容の再考を要する。「子どもの居場所づくりのための市民ワークショップ」(通番7再掲)、「児童館運営委員会」(通番65)、「子どもの居場所づくり推進会議」(通番75)など協働事業との連携を視野に入れ、児童館事業の総合的充実を図りたい。

児童館は6館中、4館が指定管理事業者(2事業者)に委託運営されている。それを二人の市の児童館長が統括する組織体制をとっているが、果たして各児童館での子どもたちの現状を共有し、それに適した運営へと展開できる体制にあるのか疑問である。指定管理事業者職員を含めた児童館、学童職員の合同会議を連携、改善の場として事業位置づけすることを提案する。児童館事業についての目標設定、評価・記述方法を再検討すべきである。

プレイステーション事業について、国分寺市プレイステーション条例が目指す「自然環境を十分に残し、プレイリーダーの指導を通して、青少年が生き生きと安全に遊ぶことのできる広場」としての冒険遊び場の意義を踏まえ、近隣も含め、広く市民理解を形成していく必要があると考える。近年、近所の関係が子どもの居場所のあり方や活動に影響を与えることがみられるが、地域に支えられた居場所にするためには、運営委員会方式をとるなど、担当課、委託事業者、近隣住民、利用者、知見者などで「子どもの居場所」として相応しい運営を進めていけるよう体制を構築することを提言する。例えば、未実施である「子どもの居場所

づくり推進会議」等が問題解決のイニシアティブをとって、市民と市の合意形成のあり方を示すことも必要である。

「プレイリーダー講習会」（通番 67）は、市内の子どもの遊びと居場所を進め、あるいは理解を醸成する事業として重要で、市職員だけでなく、児童館・学童指定管理事業者職員等も積極的に参加を促すべきである。現状のプレイステーションは 30 年来の歴史を有し、市民に広く歓迎されてきた施設であり、是非、適正な運営ができるよう、市有地の活用など様々な手法を検討し、運営の安定化を図るべきである。また、ヒアリングで議論された放課後野外事業を実施している窪東公園、けやき公園を常設化し、冒険遊びを市内全域に広める方向で、取り組んでいくことを提案する。

施策 4 健康に過ごすことができるまちをつくる

(1) 施策評価

① 子どもと親の健康の確保

「親子ひろば事業の拡充」（通番 8 再掲）では、「利用実態の調査は必須」と今後の課題が指摘され、同様に「健康に関する各種相談事業」（通番 76）では、「～必要性を感じずに拒否する方や連絡の取れない方がおり、100%にすることが難しい状況」とある。いずれも実態の把握に止まっており、背景にある当該市民ニーズの把握や検討に踏み込みが弱いとみられる。殊に、子どもの成長や発達には連続的な変化を捉える必要があることから、継続的にデータを集積した上で、変化の傾向を把握し、事業の見直しを行っていくことは重要である。しかし、データの収集と保存、活用に関する見解は見当たらない。

また、「子育て相談地域支援ネットワークを立ち上げ、安心して育児ができるように親子を支援」とも目指すところが示されていることから、「健康に関する各種相談事業」（通番 76）では、「親と子の相談室」から、更なる相談、対応、連携の強化を進めていくべきである。

なお、「健康教育」（通番 78）は、仲間づくりを促進するグループワークの工夫や参加中の疲労を軽減する改善が進められるなど、相応に成果を導いていると見て取れる。所管課の評価は、Bではなく、Aでも良いと思われる。

一方、全体として、「地域の保健活動と学校保健の連携・充実」に資する取組に該当するものが見受けられない。依然としてそれぞれが別個に動いているように見える。積極的な工夫を期待したい。

② 食育の推進

全体として、著しい事業展開の遅れや重大な問題は見当たらないと思われるが、際立って評価できる成果も見出せない。全体的な底上げが期待される。特に、「他機関と連携しながら、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。」と目標が掲げられているが、他機関の連携が、庁内の関係課同士の連携に留まってしまっているように見える。大学やNPOなど、外部の関係機関や団体との連携が希薄であり、それらとの相乗効果で食育を広めていく視点到乏しいと思われる。事業の推進方法に、工夫を求めたい。

③ 思春期の保健対策の充実

全体に、成果が目立つ分野である。更なる発展につながるよう、期待して見守りたい。

その上で、「中高校生を対象とした、たがいの性を理解し尊重するための啓発事業」（通番 85）は、量的実績が「行事等の機会を捉え、実施」

では、どのくらいの行事があり、何回開催したのかが不明であり、評価がしづらい。目標設定に問題があるのではないか。

「性の尊重やリプロダクティブ・ヘルス / ライツの意識の普及」(通番 86) は、一般の人々へのセクシャルマイノリティの子どもに対する理解を広め、深める啓発事業が本質とみられるが、現実に悩み、困っている子どもの現状を傍らに置いたままの啓発には、疑問を禁じえない。啓発事業において、こうした子どもたちの支援に寄与する工夫を盛り込む必要があると思われる。

「教育相談の充実」(通番 87) は、全員面談したことは評価できるが、カウンセラーと生徒との間に信頼関係ができあがるためには多くの時間を要する。面談して終わりではなく、その後のフォロー(継続的な関わり)をどのように構築していくかを考える必要があるだろう。

④ 小児医療の充実

「歯科医療連携」(通番 89) は、歯科医師会コーディネーターと連携して対応する点に大きな特色があるとみられるが、具体的にどのような連携が図られ、どんな成果が導かれたと認識しているのか、実績をみる限り、明確になっていない。各年度の実績に具体的な取組を記載していくことが必要であろう。

「小児救急医療」(通番 90) が未実施であることは、甚だ遺憾である。救急医療は命を守る最後の砦となるものであり、大きな災害が各地で続く現状にも鑑み、不安を禁じえない。意欲的な改善を求めたい。

(2) 提言

「①子どもと親の健康の確保(★重点)」に関わる施策評価において、継続的なデータの収集と保存、活用に関する見解が見当たらないと指摘

したが、この点と関わって、環境省が所管し、平成 23 年度から、環境が人間の健康にもたらす影響を探る世界的にも注目される国家プロジェクトとして、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」が継続的に取り組まれており、成果も公にされていることを想起しておきたい。こうしたデータとの比較により、国分寺市民の特色を一段と明確に把握できる可能性があることから、惜しまれる。新たなチャレンジを期待したい。

また、「①子どもと親の健康の確保（★重点）」では、「妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図っていきます。」ともあるが、特に、「健康教育」(通番 78) と関わって、放射線の影響や禁煙についての取組が見当たらないように思われる。2人に1人が、がんとなる時代に、がんの予防は国家的な課題となっているが、いずれもこの点と深く関わり、しかも、子どもは放射線に対し一段と感受性が強く、健康被害を受けやすい。食べ物による内部被曝ともなれば、事態は深刻である。関東にも汚染のひどい地域はあり、折々の各種の調査で不安を訴える人々も、特に乳幼児や小学生の保護者に多いことが知られている。たばこの副流煙の毒性の強さはすでによく知られるところとなっており、子どもにとっては、一段と有害である。受動喫煙による被害の予防に向けて、健康増進法も更なる改正の方向に動いている状況の下で、放射線や禁煙に対する認識を深める機会の拡充は、極めて重要な健康教育、思春期保健の喫緊の課題である。これは、「③思春期の保健対策の充実」でも触れられており、健康増進計画の取組を注視しながら、この分野の充実策としても、積極的な取組を期待したい。

一方、「②食育の推進」では、「食育をライフステージに応じて暮らしの様々な場面の中で、他機関と連携しながら、食に関する情報提供や学

習機会の充実を図ります。」とある。今日、食育分野で最も注目される課題の一つは、貧困問題と絡んだ孤食の改善であろう。子ども食堂が次々と全国に広まっている現状は、正に象徴的である。国分寺市においても、にわかに広まりがあると伝わるが、こうした民間の動きと連携し、その場で子どもや親に対する食に関する情報や学習機会の提供は、有意義と考える。実現を期待したい。

「③思春期の保健対策の充実」では、「～喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発などに対する取組については、学校教育の場以外においても、関係する機関の連携で実施する方法等について検討～」とあるが、特に薬物に関する取組が見当たらないと思われる。全国的に見れば、今や小学生にも影響が及ぶ事態となっており、気が抜けない現実がある。中毒は本人の体を蝕むだけでなく、事件や事故を誘発する場合もあり、自他共に、その後の人生に重大な影響を及ぼす可能性が高いことから、積極的な予防の取組を期待したい。

また、「性の尊重やリプロダクティブ・ヘルス / ライツの意識の普及」（通番 86）と関わって、現実に悩みを抱えたり、いじめを受けているセクシャルマイノリティの子どもに出会ったり、存在に気づいた場合、救済に向けて、どのような接し方や支援がありうるのかをテーマに据えたワークショップなどの開催は、十分に実現しうることはなかろうか。人々が支援に踏み出す啓発のあり方を検討し、実現すべきである。

「④小児医療の充実」では、「小児に対する休日・夜間診療体制を維持しつつ、関係機関と協力しながら小児救急医療体制の充実を図ります。」とあるが、「小児救急医療」（通番 90）の「今後の方向性」では、「近隣に小児総合医療センターや夜間診療を行う小児科があることから、小児救急医療体制構築について、関係機関等と検討・調整する必要

性はない。」との見解が示されている。しかし、小児の初期救急でしばしば問題となるのは、医療機関への搬送以前の段階における対応である。保護者はじめ、素人である多くの一般人にとって、子どもの体調や症状をどうみてよいか、極めて判断に悩む場面がしばしばあり、救急車や医療機関の安易な利用による弊害の拡大もある一方、逆に子どもの体調や症状をめぐる重大な兆候を見逃し、手遅れになることもある。医療機関に連れて行くべきなのか、どこにどのように連れて行くべきかわからず、時間を浪費してしまうことや、手遅れになる弊害も知られている。大切なことは、こうした場合に迅速に対応してもらえる相談体制があることやその充実なのである。優れた医療機関が身近に存在することと、それを適切に利用できるか否かは別次元の問題であることが理解されていない。担当課の認識を踏まえれば、むしろ、この点で現状の施策に不備があると推定されよう。「関係機関等と検討・調整する必要性はある。」とみえる。再考すべきである。

施策 5 仕事と生活との調和を実現する

(1) 施策評価

① 子育てへの父親の参加の促進と男性を含めた働き方の見直し

「子育てへの父親参加を促進するため、子育てに関する講習会や講座について参加しやすい日時や事業内容等の工夫を加え、両親での参加を呼びかけます。また、子ども家庭支援センター親子スペースや児童館だけではなく、親子ひろばの土曜日開催など、子育て中の父親同士の交流の機会をつくるとともに、グループづくりを支援します。」と目標が掲げられているにもかかわらず、「父親参加型育児の啓発事業」（通番 91）の

課題として、「親子ひろば利用の保護者はほとんどが母親であり、今後、父親が利用しやすく、また、利用を増せるような事業内容をさらに整理し展開していくことが課題と捉えている。」と報告されている。このギャップは看過しがたい大きなものと見なされよう。現状を目標に近づけていくために、積極果敢な改善が求められる。

目指すところとして、「男女平等推進行動計画に基づき、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進します。」とも宣言されているが、実質は国分寺市役所の実態である「特定事業主行動計画の推進及び啓発」（通番 93）の「評価理由と課題」には、「すべての休暇において取得率が低下し、取得日数についても短期化する等、質量共に低下している。男性職員を対象とした休暇取得の啓発や、所属に対する働きかけも実施しなかった。」と報告されている。本来、「隗^{かい}より始め」、市民の模範となるべき国分寺市の職員がこの状態では、市民に対し、説得的な主張を展開することは不可能と思われる。なぜこうしたことになっているのか、理由を明らかにする取組とそれに基づく有効と見られる改善策の構想と取組が喫緊の課題であるといえる。実現に向けた努力に期待したい。

「両親学級、プレママプレパパセミナー」（通番 94）は、地域での仲間づくりも目指すところとされているが、この点にまで及んでの成果があるのか否か、記載がなく、判別できない。細部に及ぶ取組に対する精査と、より具体的な記述が求められる。

「児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施」（通番 95）は、当該事業を介した家族での児童館の利用を促す意図が示されている。しかし、平日の児童館でも同様であるが、行事が行われていなくとも、児童館を任意に活用して過ごすことは可能である。多くの父親にとって、土・日曜日や祝祭日が、児童館を利用しうる貴重な機会であると捉える

ならば、遠足や児童館まつりのような特別な事業を行わなくとも、通常の運営、定番の事業で十分に期待に応えうる。まずは日曜日や祝祭日も常時開館日とすることを実現すべきであろう。施策分野3-①を踏まえれば、児童館の振興は大きな課題とみられることから、本事業は、そのためにも重要と思われるので、積極的な工夫と取組を求めたい。

「雇用における男女平等に関する講座等の開催」(通番92)と「子育てへの男女共同参画に関する啓発」(通番96)をめぐっては、少なくとも量的には明らかに目標を上回っており、肯定的に評価しうる。更なる底上げを期待したい。

なお、91～96事業の全体を見渡して、概ね量的な実績によって評価されているものが多い。質的な評価を行うことには、確かに難しさも伴うが、今後、一段と工夫を加え、取り組むことが必要であろう。

② 仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援

当該は、「ファミリー・サポート・センター事業」(通番97)のみであるが、この唯一の事業も利用会員は増えているが、援助会員の増加が頭打ちのため、今後が大変不安である。援助会員の増加がない限り、今後の事業拡大は困難と思われる。援助会員を増やすため、積極的に様々なアイデアを募る必要がある。また、①と同様に、一次評価は、概ね量的な実績に基づいているとみられ、今後、質的な検討を積極的に深める必要がある。

(2) 提言

「父親参加型育児の啓発事業」(通番91)の現状と目標の間の大きなギャップをめぐっては、既に「施策評価」の中で指摘したところであるが、同事業の「27年度質的な実績」には、「父親が参加しやすい土曜日に

行事開催を増やし、育児に参加できる環境を整備した。」とも報告されている。すると、このギャップは、土曜日に対応するだけでは、とても埋めきれない現実があることを示唆するものと考えられよう。アンケート調査など、まずもって市内の父親の勤務実態や休日の過ごし方を把握する取組が必要であり、それを踏まえた事業の創造が有効であろう。例えば、居酒屋さんが講座の会場となつてはいけないのであろうか。働きかける対象の現状や感性、ニーズなどを考慮し、自由な発想に立って、有効と見られるアイデアを練り上げることが大切と考える。

また、「①子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し（★重点）」では、「男女平等推進行動計画に基づき、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進します。」とも述べられている。この視点から「子育てへの男女共同参画に関する啓発」（通番96）を改めて検討してみたい。「評価理由と課題」をみると、「量的には、2回実施で目標値を上回っているのに～質的には、若い父親と子ども、定年後の男性という意識づけができたので～」とあるが、回数のノルマ＝量的目標を達成することに留まっているように窺えた。また、「意識づけできた」（質的改善）と判断した理由は何であろうか。参加したので意識づけもされたということであろうか。例えば、意識が変わったことによって、参加者が何らかの関連する取組を自主的に始めたといった事実でもあれば、啓発の成果と言えるのかもしれないが、いずれにしても、1回くらい催しに参加しただけで大きく意識が変わることは、教育学などの知見からも考えにくいと思われる。継続的に働きかけていくことが大切であろう。仲間を持つことも支えになる。そうした出会いにも期待して、例えば、引き続き公民館の関連の講座に参加を促すといったことも有効であろう。関係課との連携による事業の拡充を期待したい。

一方、「②仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援(★重点)」では、「仕事と子育ての両立が円滑に行えるように、多様な保育サービスの展開、ファミリー・サポート・センター事業の拡充など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。」と宣言されているが、前述のように、当該としては、「ファミリー・サポート・センター事業」(通番 97)が唯一位置づけられているのみである。確かに、「ファミリー・サポート・センター」は子育て支援の重要な事業の一つと思われるが、名前を聞いただけですぐにどんなものかわかる人も、相当に限られているように思われる。「子育て支援」の捉え方も、人により、結構幅があるとも伝わる。その現代的な意義、国分寺市における課題、具体的にどんな事業が行われているのかといったことを、丁寧に周知することから力を入れる必要があると考える。例えば、公民館にこうした講座の開催をお願いし、関心を持った人たちに援助会員をお願いするといった取組もありうるのではないか。子ども子育てサービス課だけで取り組むには無理がある事業と考える。市庁内での新しい協働の構築を目指してほしい。

施策 6 親や家族も支援する

(1) 施策評価

① 「地域における子育て支援サービスの充実」

子育てに多くの不安を抱える人たちへの支援する施策において、これまでの取組を踏まえた評価の根拠や当面の課題が具体的に明らかにされていない。(通番 8 再掲, 15 再掲)

しかし、その一方で、「子ども家庭支援センター地域ネットワーク事

業」(通番 105)において、国分寺子ども・子育て支援円卓会議の実績を評価理由としているところは大きな成果と思われる。

「公民館保育室事業」(通番 100)、「子育て中の親が学ぶグループの育成・支援事業」(通番 102)など公民館事業は評価が高く、事業の充実が目立つ。公民館の取組を全庁的に学びあう機会を設けることが他の施策を充実させていくために有効と思われる。

② 「保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充」

「待機児童解消のため認可保育所の増設」(通番 112)として、認可保育所は新しく開設されているが、女性の社会進出が進んでいるなどの理由による保育ニーズの高まりにより、待機児童は解消されていない。待機児童解消は、定員の弾力的な運用に頼っている場面も多い。「保育所定員数の適正化」(通番 109)における取組を、積極的に進め、待機児童の解消に努められたい。

③ 「保育の質の向上への取組」

平成 27 年度より本計画に位置付けられ、本格実施となった「保育施設の質の向上(基幹型保育所システム)」(通番 113)は、全体的に、各事業所の垣根を越えた研修機会を設けることや、外部の関係者との交流・連携を深める点で現状維持に留まっていると読み取れる。

現状と照らし合わせてその有効性について、検証を行っていく必要がある。また、当該事業については、まだまだ保護者において認知度が低い。保護者の安心のためにも更なる周知を求めたい。

④ 「多様な保育サービスの展開」

「延長保育事業」(通番 120)、「産休明け保育事業」(通番 121)、「病児・病後児保育事務事業」(通番 124)は、対象者が少ないながらも共働き保護者にとって大切な施策であるが、現状維持に留まっている。制

度はあってもそれが本当に保護者にとって使いやすいものになっているかどうかは検証し、更なる推進を図るべきである。

⑤ 「学童保育の充実」

学童保育所の全入制度は評価できるが、定員内で収まっている学童保育所がたった2か所しかないという現状を鑑みると、とても子どもが健全に育つ場として機能しているとは言い難い。また保護者の高学年の受け入れに対する期待は高い。国分寺市子ども・子育て支援事業計画に学童保育所の整備目標が示されており、新たに平成27年度は民設民営学童保育所を1か所開設したが、入所児童の増加に開設が到底追いついていない。

学童保育所の職員が狭いスペースの中で楽しく過ごせるよう工夫してくれているが、それに甘んじることなく、早急に事態を改善する必要がある。

また、学童保育所の狭隘状態の解消の1つの手法として、放課後子ども総合プランの記述があるが、放課後子ども総合プランを実施するに当たり、利用できる小学校の教室も学校毎に差がある。市として、放課後子どもプランと学童保育所がどう発展していくかが見えない状況の中では、放課後子ども総合プランへの移行が学童の狭隘状態の抜本的な解決方法とは考えにくい。(通番37再掲・38再掲・127・129)。

(2) 提言

「地域における子育て支援サービスの充実」におけるサービス提供については、今後子ども家庭支援センターの地域組織化事業と位置づけて充実を図ることを推進していくべきである。

「保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充」については、この待機

児童問題が解消されていないことにより、その他の事業の達成が困難になっていると言える。事業を担う部署単体ではなく、関係各課による調整や協力のための検討の機会をもつことが、解決方法を見いだす場となる可能性がある。関係各課との連携をより強化し、早急な問題解決に向けた取組をされたい。

「保育の質の向上への取組」については、改善に向けて今後の方向性として示されていることは、概ね妥当と思われるが、保育を巡って起きている事例に複雑で専門的な知見を求めることが一段と増えているといわれている昨今、心理相談員の派遣のみならず大学等の学術機関や研究者との連携を加えてみるのも一案と思われる。

「多様な保育サービスの展開」については、どのような保育ニーズがどれほどあるのか、うまく把握できていないことから生じている齟齬が多いとみえる。見落としている保育ニーズはないのか、あるとすればどのように対応していくのか検討するべきである。その際、保育園に通う園児とその保護者がどのような生活を送っているか、具体的に考えることが出発点とならなくてはならない。

「学童保育所の充実」については、学童保育所の狭隘状態は深刻であり、早急な対応が求められる。学童保育所の課題を解消させるために放課後子ども総合プランへの移行が記述されているが、移行に当たっては、保護者や子どものニーズを踏まえた、また、子どもの権利という視点を踏まえ計画を立てる必要がある。

(1) 施策評価

① 体験学習

実施されている事業が小学生から中学生までを対象として幅広く網羅されており、内容的にも「自然にふれる」、「野外での遊びなどを体験する」、「芸術や伝統芸能に触れる」、「社会体験や職業体験をする」、「ボランティア体験をする」など多岐に渡り子供たちが体験できる機会を提供しており、評価に値すると考える。今後は事業の質の更なる向上を期待したい。

個々の事業について言及すると「プレイステーション事業」(通番 66) は来場者数については5年後の目標を達成しているが、子どもたちの活動が近隣との関係で、今までとおり自由に利用出来ない現状があり活動の質的な低下が懸念される場所である。「夏休み学校キャンプ」(通番 139) は市内の全小学校で開催している事は評価できるが、プログラムは各小学校の実行委員会の自主的な判断に任せており、事業の目的が不明確になっていると感じる。近年の猛暑の影響により宿泊を控えたりすることもあり、学校キャンプの位置づけについても一度議論する必要性を感じる。「ジュニアサマー野外活動交流会」(通番 140) は、参加者が定員を割っており、貴重な体験学習にもかかわらず非常に残念である。より参加者が増えるよう広報の仕方や参加方法、実施時期などを検討されたい。

② 環境学習の充実

実施されている事業が「児童館・学童保育所における、ゴミの分別による日常体験学習」(通番 141) のみであり、対象となる年齢や機会の

公平性などを考えると、充分とは言えない。対象となる施設、全てで実施している事は評価するが、この事業が平成31年度の目標の「地球規模で環境を考える」きっかけとなるかは疑問がある。また、「学校及び地域社会で環境学習を進める」とあるが学校との連携及び地域社会の中でどのように環境教育を行っているのか、現状は、正確に評価できる状況ではないので今後の改善に期待したい。

③ 中高生が乳幼児とふれあう機会の確保

核家族化や兄弟、姉妹数の減少に伴い中高生にとって乳幼児とのふれあいは、貴重な経験であり行政の取組む姿勢は評価できる。しかし本事業が「親子ひろば事業」を通して行うものであり、乳幼児の親の理解が得られるのか、乳幼児に対して何らかの影響が発生しないのかなどの疑問点がある。参加人数の問題や中高生と乳幼児との調整にも課題があり目的を達成するための手法として適切なのか、乳幼児への影響も含めて多角的に検証されたい。

④ 不登校児童・生徒への施策の充実

適応指導教室（トライルーム）が継続して設置され不登校児童・生徒の学校復帰のために一定の成果をあげている。今後は通室していない若しくは通室出来ない児童・生徒に対するフォローをどのように行っていくのか、また行っているのかを検討する事が必要である。5年間の目標には「保護者や関係する様々な機関等と連携した取組を進めて行くことが必要」とあり、現状、少なからずそういった取組がなされていると推測できるが、これらの取組について現状を把握し、今後の施策に活かしていくべきである。重点事業に位置付けているため、積極的な取組を期待したい。

⑤ 地域に開かれた学校運営の推進

「コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進」（通番 144）は、平成 27 年度より新たに小学校 1 校が加えられ、合わせて小学校 3 校が指定校になり事業の進捗が見られ評価できる。今後もしっかりと段階を踏まえて指定校の設置を進められたい。また、それと同時に既に指定されている学校についてその運営状況を行政として把握し必要であれば、指導や支援を行うようなスキームの必要性を感じる、今後の検討課題とされたい。

⑥ 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実については重点事業として位置付けられ、特別支援教室の設置が事業として行われている。平成 27 年度においては新たな設置校は無く、平成 30 年度の全校設置に向けての着実に準備を進めている段階である。5 年間の目標の中にある「特別支援教育の充実を図るための教員の資質向上のための支援」について、具体的な方策を検討及び対応が求められる。

(2) 提言

「体験学習の実施」については、事業数、対象年齢とも幅広い事業が展開されているが、全体として停滞感があり、動員方法や事業をより充実するための検討が必要と考える。特に「プレイステーション事業」は活動の制限が顕著になっており、行政として子どもたちが従来のようにいきいきと安全に遊べる環境を新用地の確保も含めて整えられたい。また、「夏休み学校キャンプ」についても事業の目的、実施内容など再度その目的や役割分担を検討されたい。

「環境学習の充実」については、5 年間の目標の実現に向けて現在の取組だけで良いのか疑問である。現在行っている「児童館・学童保育所におけるゴミの分別による日常体験学習」に対する検討を行うとともに

目標達成のために必要な事業について検討すべきである。次期計画策定に向け、検討を始められたい。

「中高生が乳幼児とふれあう機会の確保」については、現状の事業手法については疑問と限界を感じる、目標達成のために、事業内容の見直しをされたい。

「不登校児童・生徒への施策の充実」については、適応指導教室（トライルーム）の設置だけでなく、通室しない・出来ない子どもに対するフォローや関係機関との連携についての施策を進めるべきである。

「地域に開かれた学校運営の推進」については、コミュニティスクールに対する学校・地域・保護者の理解促進のための方策並びに既に指定を受けている学校の運営の現状把握、支援方法について検討されたい。

「特別支援教育の充実」については、特別支援教室の設置について設置する事で終わりではなくその後の質的な充実に十分に検討されたい。

施策 8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす

(1) 施策評価

本施策では、「医療費補助の充実」、「児童手当等の充実」や「ひとり親家庭等の支援」の3つの「施策の取り組み方向」を定め、施策の推進に向け事業を展開している。

「医療費補助の充実」に掲げられた各事業は、個別のニーズが生じた場合にこれを支援するもので、その意味では、市民にセーフティネットを提供するものであり、今後の方向性としてこれを維持、継続することを示している点は評価できる。しかし、いずれも、平成31年度目標において、「事業評価は数値化しづらい」としてこれを行っていない。養

育医療給付（通番 150）に見られるように、取扱解釈を変更することで利用者が増えるということはあることであり、また、制度周知により、潜在している対象者のニーズを掘り起こすこともできる。さらに、これら事業は、一般に例外的事象であったり、制度補足的な意味合いがあったり、市独自の事業でなかったりしたとしても、ニーズがあるからこそ市の事業に位置づけられているのであって、実績値からもわかるとおり、確実にそのニーズもある。実績値と他の統計・調査等と対照し、目標値は作成できるのであって、これを放棄してしまうことは、政策評価を有名無実化するものであり、ひいては改善努力を放棄することになりかねない。また、医療費助成事業は「国や東京都への制度拡充を要請する」とする事業があるが、これらがどの様に行われたのか、明らかにされていない。

同様のことは、「児童手当等の充実」のうち、手当関連の事業についても言える（通番 154～157）。これらの事業は、認定要件や手続が複雑で、市民が個人ですべてを把握することは困難である。そのため、相談窓口において、手当や医療費助成等の案内ができるように関係機関との連携を図るなど、支援が必要な人に適切に支援が届けられるか、行政として、その方法も含めて充実させていくことが必要に思われる。なお、京都地判平成3年2月5日（判タ 751 号 238 頁）のように、同様の手当について周知徹底義務を問題にした判例もある。なお、私立幼稚園に対する諸事業（通番 159, 160）は、概ね目標値を達成している。

「ひとり親家庭等の支援」への取組については、生活福祉課を中心にひとり親家庭を支援するため、相談・資金援助等、様々な事業が取り組まれている。ひとり親家庭に関する相談事業としてあげられている母子家庭自立支援員による母子相談（通番 164）は、対象者がいなく、十分な

成果は得られていない。相談は、各種事業の入り口でもあり、課題でも示されているとおり、事業の周知が今後の必要である。なお、民生委員の相談件数は増加し、身近な地域で相談しやすい環境がつけられてきている（通番 166）。ただし、民生委員活動の領域において複雑な課題や他機関との連携が必要な場面もあることから、研修活動の充実は課題としてあげられる。

資金援助にかかる事業としては、生活保護（通番 167）のほか、母子福祉資金の貸付（通番 164）、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（通番 169）、高等職業訓練促進給付金事業（通番 170）、ひとり親家庭等医療費助成制度（通番 171）がある。例えば、母子福祉資金の貸付について、子どもの修学資金貸付が中心であるため、就労自立につながるかが課題であるとしている一方で、就労自立支援に当たる母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業については、利用者がいないか、または少ない状況にある。また、生活保護について、「就労支援体制を強化した」とあり、「就労自立できる収入が得られないのが課題」とも指摘されている。しかし、就労自立支援についてはむしろ上記にとどまっており、強化の具体的な中身が不明である。いずれにせよ、こうした制度は、利用者側から見ると全体を把握することは難しく、組み合わせの可否や、何を利用するのがよいのかについて適切な情報提供、助言および支援が必要である。また、多くの困難から就労自体が困難な場合もあり、就労自立をもっぱら目標とすることがふさわしくない場合もあり、中間的就労のメニューを用意している自治体もある。それぞれ事業ごとの実施に留まらず、利用者の視点での事業執行が必要であると同時に、各種相談業務との連携、さらには、課題でも触れられているとおり、事業の周知が必要である。なお、ひとり親家庭等医療費助成制度に

については、制度の拡充の要請を国や東京都に働きかけていくことが事業概要となっているが、その実績は不明である。

ひとり親家庭に対する支援を内容とする事業としては、母子生活支援施設への入所（通番 165）のほか、ひとり親ホームヘルプサービス（通番 168）などの事業がある。ひとり親ホームヘルプサービスに関して、量的目標が「利用申請数に対する利用決定数の比率 100%」とし、平成 27 年度の実績値として、要件を満たしている申請者に対して 100%サービスを提供しているとしているが、要件を満たしているものにサービスを提供するのは当然のことであり、むしろ、目標値に対して申請者数が少ないことに課題があるものと思われる。これも上記と同様、事業の周知が十分でない可能性があり、検討を要する。

(2) 提言

医療費助成制度、児童手当の充実については、目標値が示されていない事業が多数見られる。適切な目標値を示すべきである。また、種類自体が多くあって、支援が必要な人に対し、適切な支援が届いているかは疑問が残る。支援が必要な人が支援を求めに来るかどうかは未知数であり、周知を図るとともに、行政としてどの様に支援を必要な人に届けるか、その方法も含めて充実させていくことが必要と思われる。

ひとり親家庭等の支援について、とにかく周知が十分でない可能性があり、広報に努めるべきである。その際、それぞれ事業ごとの実施に留まらず、利用者の視点での事業執行が必要であることを踏まえ、各種相談業務とも連携しながら周知を図る必要がある。

(1) 施策評価

① バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり

バリアフリー、ユニバーサルデザインについては、市内の教員への情報提供ができ、福祉センター内のトイレに手すりを設置することにより利用者の利便性が図られた。また、乳幼児親子が利用しやすい施設整備についての取組についても課題はあるが、概ね順調に進展していると評価する。

② 安全な道路交通環境の整備

基準に基づき優先順位をつけて環境を整備しているが、今後も交通危険箇所として指摘されたところは特に現場を確認して速やかに対応し、安全対策を進めるべきである。

③ 交通安全学習

小金井警察署及び交通安全協会、小金井市と協力し、交通安全の啓発ができたことは評価できる。広く市民に周知するための広報の仕方や事業内容の充実を期待したい。

④ 安全なまちづくり

4事業とも環境に関わる調査を行っている。水質・大気・ダイオキシン・放射能測定いずれも市民が安全に安心して暮らせるように継続して測定結果を見ていくことに意味がある。今後も定期的に調査し、市民への情報提供を行っていく必要がある。

⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

11事業のうち、概ね現状維持か達成に向けて、大きく進展が見られた。小中学校において、安全安心に関する具体的な指導を行い、地域と

の連携により子どもの見守り活動の活発化が図られていることは評価できる。市立小・中学校周辺における自主防犯活動拠点の設置（通番190）は、自主防犯活動拠点の設置が困難となっている。これについては、今後どのように進めるべきか、目標設定・事業内容等再検討すべきである。

⑥ 被害にあった子どもの保護

子ども家庭支援センターと教育委員会・警察・児童相談所・主任児童委員が連携して、被害にあった子どもの支援体制ができていることは高く評価する。今後も関係部署間における連携の充実を期待したい。

(2) 提言

バリアフリーとユニバーサル化については、全課が対象となっている。障害のある方や高齢者だけでなく、すべての人たちが利用しやすい施設や安全な道路などを日頃から意識して各課の業務を見直すことが重要である。そのためにも研修や情報共有等により、職員の意識を高めることや、市内の公共施設のほか建物設置者等への啓発を進めることにも取り組んでいくべきである。

交通安全学習については、一人でも多くの市民に参加していただけるよう企画内容や運営のあり方の見直しを図り、幅広い層の市民へ周知を積極的に取り組まれない。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進については、小中学校と地域が連携し子どもを見守っているが、関わる人が増えることで地域力も高まり、子どもにとってより安全な環境をつくることができる。そのためにも継続して自主活動の活性化や事業者の協力依頼をさらに推進されたい

(1) 施策評価

① 地域社会における子どものための活動援助

再掲を除くと「児童館における、施設使用の提供・備品の貸し出し」(通番 193)、「子ども読書推進計画の事業実施」(通番 194)に取り組んでおり、担当課では、「地区委員会をはじめとする地域で活動する団体に対し補助金を交付し、地域活動が充実するように取り組んでいる」として、「施策分野」の達成に向けて、概ね順調に進展しているとしている。

しかしながら、「児童館における、施設使用の提供・備品の貸し出し」に関しては、「評価理由課題」として、「地域連携強化につながる。」とあるが、これは地域の市民活動団体に対する一方的な支援と考えられる。

「連携」という言葉には、通常、共通な目的を持った異なる主体が協力して、共通の目的に迫る事業を行う意味が含まれていると認識する。従って、担当者がこの事業の本質を「地域連携」と捉えるのであれば、「今後の方向性」として記されるべきは、単なる物貸しの一方的な支援ではなく、児童館の施設や備品の貸し出し、若しくは共用を伴う協働事業の実施となるのではないだろうか。本事業における目的を再検証されたい。

② 地域の住民が参画した世代間交流の推進

再掲ではあるが「夏休みキャンプ」に取り組んでおり、担当課としては、「学校キャンプや児童館、公民館での異世代交流事業を実施し、世代間の交流に留まらず、各事業への地域の関係団体が協力し運営することにより、地域のつながりへつなげられるよう取組を行っている。」と

して、「施策分野」の達成に向けて、大きく進展しているとしている。しかしながら、担当課の質的実績については記載が不明確であり、地域の住民が参画した世代間交流の推進につながっているとは、評価できない。質的目標とした子ども、保護者、地域とのつながりの強化が図られる事業の推進に努められたい。

(2) 提言

「地域社会における子どものための活動援助」については、5年間で目指すべきもの及び概要としては、「青少年健全育成を目指す地域団体や青少年委員自身による活動団体を支援するとともに、「総合型地域スポーツクラブ」の充実を図ります。」としている。

地域関係団体と子どもたちのつながりが、より深い関係で交流・体験ができるので、行政の力強い支援を期待したい。

「地域の住民が参画した世代間交流の推進」については、5年間で目指すべきもの及び概要としては、「様々な施設での事業を通じて異世代交流事業を進めるとともに、異世代の人々と児童及び保護者の交流活動や父親の参加を呼びかけます。また、より多くの参加者が見込め、豊かな活動が保障できるよう、効果的な情報発信や交流の場の充実を図ります。」として重点目標としている。

世代間の交流については、地区委員の活動においては地域によって格差があると聞いている。どの地域に住んでいても同じように交流ができることが望ましいと考える。効果的な情報発信や交流の場の充実を図られたい。

施策 11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める

(1) 施策評価

「子どもの居場所づくりに関わる市民ワークショップの開催」（通番 7 再掲）、あるいは児童館運営委員会の事業（通番 65）が未実施、未着手であるのは、子どもの居場所に社会的関心が高まっているこの領域で、国分寺市独自の新たな事業展開、計画づくりに至っていない市の現状を表している。子どもを取り巻く環境の変化を考えれば、これまでとおりの事業維持だけでは、子ども施策として遅滞若しくは後退していくという認識を持つ必要がある。

「親子ひろば事業の拡充」（通番 8 再掲）については、協働事業で展開されているひろばが屋内 2 か所、屋外 3 か所あるが、施策 11 の取組に記載がある親子ひろば事業者を中心として開催している国分寺子ども・子育て支援円卓会議を協働事業として評価すべきである。円卓会議は現在では、「子ども家庭支援センター地域ネットワーク事業」（通番 105）として子ども家庭支援センターの事業に組み込んでおり、さらに国分寺子育て支援事業者協議会との間で、円卓会議の協働運営締結の準備が進捗している。円卓会議には、民間事業者だけでなく、子育てに関わる複数の担当課が参加しており、連携が進みつつあることも評価できる。しかし、この取組について実施計画に位置付けられていない。計画の取組に掲げている内容を再点検し、実施計画に適切に反映させ、市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める必要がある。

「子ども野外事業」（通番 24 再掲）については、携帯ゲーム機やスマートフォン普及による、子どもの生活環境の変化を考えれば、「自主的な遊び」「生きる力を身につける」という目標に向け、5年間の量的目標値

6か所を早期に実現すべきである。屋外型親子ひろばは、利用者が非常に多く、屋内親子ひろばを利用できない乳幼児の育ちや、保護者のネットワークの視点からも、施策3においてはさらに質・量ともに進めるべきであるが、施策11においては、協働事業としての量的、質的目標が別の目標の設定及びそれに対する実績が必要であると考えられる。

「コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進」(通番144再掲)については、3校が指定されたことを評価するが、質的目標としての「地域との協働により学校が運営される」実体が、質的にどのような向上をもたらしているのか、着手したばかりで効果に至っていないのか進捗状況がわからず、正当な評価をすることができない。指定校における運営状況を確認し、必要に応じた指導や支援を行っていく必要がある。

「都赤ちゃんふらっと事業の推進」(通番173再掲)は、ほぼ飽和状態であり、実績がなかなか上がっていない状態にある。地域で子育てを見守っていく環境づくりを進めるために、重要な事業であるので、今後の方向性にもあるとおりに積極的に一般企業や商業建物などに協力要請をし、地域で子育てを応援していく文化を醸成していく必要がある。

(2) 提言

子育てに関する施策の推進に当たっては、地域を知り、地域の中で活動している市民とともに実現を図っていくことが重要である。

子どもの居場所に社会的関心が高まっている近年の社会情勢を鑑み、未実施及び未着手となっている事業については、現状と課題を分析し、早期に実現できるよう取組を進められたい。

また、計画において取組としているものが実施計画において、位置づけられていない事業があり、本施策に対する担当課を含めた市の理解が

不足している。国分寺市子育て・子育ていきいき計画の周知をなお一層
図るとともに、各施策の趣旨についても、併せて周知を図り、本施策に
おける実施計画の見直しを図られたい。

第8 実施計画の評価に当たって

子育て・子育ていきいき計画推進協議会の運営については、事務局より
提出された事業担当課による平成27年度実績評価は、担当課の自己評価が
5か年の目標値に対して評価を出す担当課と単年度の評価をしている課と
が混在していた。また、量的目標をクリアしたことをA評価にする課もあ
れば、前年と同様だから現状維持としてC評価にする課もある等、担当課
の回答基準にもばらつきがあった。再掲事業においては、それぞれの施策
分野に沿った評価となっておらず、目的の違う分野で同一の評価がされて
おり、国分寺市子育て・子育ていきいき計画に対する理解が不足している
と感じられ、各担当課の自己評価を公平に評価することが困難であった。

公平な評価を行うに当たり、各担当課における実績評価の評価基準が一
定の水準に達している必要があることから、以下のとおり改善されたい。

事業を実施する担当課は、国分寺市子育て・子育ていきいき計画の位置
付ける施策体系を十分に理解した上で、各年度における進捗状況の評価を
行われたい。また、計画全体の事務局は、実施計画の事業を実施するすべ
ての担当課が統一的な評価が実施できるよう具体的な例を示した評価マニ
ュアルを作成し、そのマニュアルに基づいた評価が行われるよう周知及び
支援を行われたい。

資料 実施計画平成 27 年度実績

子育て・子育ていきいき計画評価基準について

① 量的目標の評価基準

評価ランク	評価基準
a	事業実績が大きく改善したもの
b	事業実績が改善したもの
c	事業実績が現状維持で変化がなかったもの
d	事業実績値が結果として下回ったもの
e	事業が一時休止等により実績値がないもの、または未着手となったもの

② 質的目標の評価基準

評価ランク	評価基準
A	事業内容（質）が大きく向上したもの
B	事業内容（質）が向上したもの
C	事業内容（質）が現状維持で変化がなかったもの
D	事業内容（質）が結果として現状より低下したもの
E	事業が一時休止及び廃止、未着手となったもの

③ 一次評価の判定基準

	A	B	C	D	E
a	A	A	B	C	C
b	A	B	B	C	C
c	B	B	C	C	D
d	C	C	C	D	D
e	C	C	D	D	E

※ 縦軸：量的評価ランク，横軸：質的評価ランク

④ 一次評価の内容

評価ランク	「施策の分野」の評価内容
A	「施策の分野」の達成にむけて、大きく進展している
B	「施策の分野」の達成にむけて、おおむね順調に進展している
C	現状維持で留まっている。（現状維持やむなしも含む）
D	実施状況が芳しくなく、改善が必要である。
E	事業が一時休止及び未着手等であり、大きな改善が必要である。

基本理念 一人ひとりを大切に、みんながみんなの中で心豊かに、育ち合い、支え合う

- 基本目標 ① 一人ひとりの子どもとていねいに向き合う
 ② 子どもの育ち・子育てを支援する環境をつくる
 ③ 子どもの育ち・子育てを支援するつながりを広げる

施策分野 1 子どもの権利に対する理解を広め、深める

1-① 子どもの権利の普及啓発の取組

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
1	子どもの権利に関する啓発の推進	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利に関して、学校内での周知を行い、普及啓発に努め、人権教育を推進していく。	学校指導課	実施 (全校が人権教育の全体計画と年間指導計画を見直し、計画に基づいて実施した。)	a	着手 (人権教育推進委員会において、性同一性障害など今日的な課題を踏まえた指導資料を作成し、全校に周知した。)	A	A
2	子どもの権利に関して、子どもを含む市民への普及・啓発	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利について、子どもを含む市民へ、普及・啓発を図る。	子ども若者計画課	未実施	e	未着手	E	E
3	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	児童の権利に関する条約の内容に基づき、子どもの視点に立った施策の展開をする必要があることから、全職員を対象とした研修を実施し、普及・啓発を図る。	子ども若者計画課	未実施	e	未着手	E	E
4	子どもの権利に関して、市内施設関係職員への普及・啓発	子どもも市民であるという前提に立ち、市内で公共施設の運営を行う者（指定管理事業者等含む。）に対して、施設が子どもの居場所として機能できるようにすることを求めるなど、子どもの権利の普及・啓発を図る。	子ども若者計画課	未実施	e	未着手	E	E

1-② 子どもの権利に関する相談及び救済の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
5	妊娠期、子育て子育て各種相談への対応事業	妊娠期の方からの相談、子ども自身からの相談、子育て中の保護者からの相談など、各種の相談を受け入れ、訪問・面接・電話などにより対応実施する。必要に沿った施策に結び付けて、支援を実施する。	子育て相談室	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,645件 （妊娠期の相談：97件、子ども自身の相談：36件、虐待通告：150件、いじめ相談：5件） 新規相談受理件数：642件（相談担当） 市立小中学校への出前啓発活動：全15校	a	育児支援ヘルパー利用希望者が増加しており、妊婦からの相談も増加している。子ども自身へも積極的に面談を重ねて、信頼関係形成ができてきている。	A	A
6	子ども総合相談窓口の設置	子ども家庭支援センターを総合相談窓口として、子育て・子育てに関する各種相談の窓口を運営する事業。開館時間を火曜日～土曜日を、月曜日～土曜日にする方向で検討する。	子育て相談室	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,645件 （妊娠期の相談：97件、子ども自身の相談：36件、虐待通告：150件、いじめ相談：5件） 新規相談受理件数：642件（相談担当）	a	育児支援ヘルパー利用希望者が増加しており、妊婦からの相談も増加している。子ども自身へも積極的に面談を重ねて、信頼関係形成ができてきている。	A	A

1-③ 子どもの居場所づくりの充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
7	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	子ども若者計画課	未実施	e	未実施	E	E

1-④ 子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
5 再掲	妊娠期、子育て子育て各種相談への対応事業	妊娠期の方からの相談、子ども自身からの相談、子育て中の保護者からの相談など、各種の相談を受け入れ、訪問・面接・電話などにより対応実施する。必要に沿った施策に結び付けて、支援を実施する。	子育て相談室	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,645件 （妊娠期の相談：97件、子ども自身の相談：36件、虐待通告：150件、いじめ相談：5件） 新規相談受理件数：642件（相談担当） 市立小中学校への出前啓発活動：全15校	a	育児支援ヘルパー利用希望者が増加しており、妊婦からの相談も増加している。子ども自身へも積極的に面談を重ねて、信頼関係形成ができてきている。	A	A
8	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7、5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	子育て相談室	利用者述べ数計：55,412名（妊娠期の方の利用：54名（フタバ3名含む）、父親の利用：601名、相談件数：4,193件）	a	利用実績は増え、親子の居場所として周知も広がってきていると考えられる。懸念であった駅前子育てサロンの移転も完了し、市民にとってより利用のしやすい場所となった。	B	A
9	育児不安を持つ母親支援グループ	育児不安を持つ母親同士が集まり、孤立化を防ぎ育児力を互いに高めあうようグループワークを実施する事業。グループで話すことで子育てのつらさを安心して話せ、また同じ立場の人の話を聞くことで自分を振り返り、育児力を高める機会になっている。	健康推進課	月1回実施	c	各回でグループダイナミクスが展開されるよう、担当者は努めている。	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
10	子どものいじめと虐待に関する啓発活動	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づく、いじめと虐待に関する啓発事業の実施 ①市報・ホームページ掲載 ②ポスター配布・パンフレットの配布③虐待防止オレンジリボン配布 ④講演会の実施 ⑤全小中学校への訪問啓発 ⑥街頭での防止キャンペーンの実施	子育て相談室	いじめ虐待防止講演会の開催：参加者71名 市内小中学校への啓発活動：15校 子ども専用相談電話カード配布：10,000枚 駅頭・国分寺まつりでのキャンペーン実施	C	市内15校に啓発活動として朝礼等の時間に広報活動を実施できている。講演会も大人対象の具体的ないじめ防止についての講演内容で、アンケート結果も好評であった。	C	C
11	子どものいじめと虐待に関する早期発見と早期対応	子どものいじめと虐待に関する早期発見と早期対応が可能となるように、関係スタッフのスキルアップを図る。これにより、必要とされる解決策へ導く。スタッフのスキルアップのための研修を実施する。	子育て相談室	弁護士による子ども家庭支援センター職員へのスーパービジョン：1回 保育園・学校研修会2回	d	いじめや虐待と強く関係している少年非行を中心に早期に発見して対応する視点も学んだ。保育園や学校での児童虐待研修を実施した。	C	C
12	いじめ防止に関する対応事業の推進	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」を受け、「国分寺市いじめ防止基本方針」（案）を作成する等いじめの防止及びいじめが発生した際の対応等を行う。	学校指導課	実施 (年間三回のいじめ調査の実施と調査後の丁寧な対応を行った。 小学校5年生、中学校1年生の全クラスにおいて弁護士によるいじめ予防授業を実施した。 いじめ防止対策審議会を2回実施した。)	a	着手 (いじめの未然防止を図るため、基本方針を踏まえて各学校と密接に連携した取組を展開した。)	A	A
13	要保護児童対策地域協議会の運営等連携事業	要支援・要保護児童、特定妊婦に係る支援のための関係機関連携組織、要保護児童対策地域協議会の運営・充実を図るとともに、いじめに関する関係機関の連携も図り、特に、いじめ発生時の対応策について、十分な連携を図る。	子育て相談室	個別ケース検討会議開催数：50回 いじめに関する関係機関連携会議開催回数：2回	C	日頃の情報交換もできてきているため、回数は減っているが、連携の密度としては変わっていない。	C	C

1-⑤ 子どもの自立支援

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
14	養育家庭普及事業	里親（養育家庭）の拡充。子ども家庭支援センターで広報・啓発活動を実施。	子育て相談室	養育家庭体験発表会開催数：年1回 国分寺まつりでの啓発活動実施 受け入れ家庭：6家庭	C	国分寺まつりでの啓発活動を通じて、市民への認知度の高まりを感じるが、更なる関心の向上が必要である。	C	C
15	子ども家庭支援センター運営協議会の開催	市長の諮問により、子ども家庭支援センターの運営、相談支援係業務と地域支援係の各所管業務・運営について、第三者的な視点で評価を実施し、市長への答申を提起するもの。これにより、市長は、答申を尊重し、課題改善に努める。	子育て相談室	協議会開催回数：3回	C	第7期の協議会が終了し、答申が提出された。挙げられた答申課題に対し、着々と改善を行っている。	B	B

1-⑥ 子ども自身の組織や活動の支援

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
16	児童館での中高生自身の活動の支援や中高生向け事業	バンド・ダンスだけでなく、バスケ・卓球などニーズに合わせた活動場所の提供を行うとともに、ステージ発表の場を設定・企画する事業	子ども子育て事業課	6館	C	80回	C	C
17	少年少女スポーツ祭等の開催	日頃地域で活動している小学生の交流を目的に、野球・サッカー・バレーボール・バドミントンの大会を開催する事業。	スポーツ振興課	少年野球大会：15チーム215人 少年少女サッカー大会：44チーム513人 少年少女バレーボール大会：3チーム30人 少年少女バドミントン大会：6チーム94人 (27年度)	C	スポーツを通じて小学生同士の交流が図られている。	C	C
18	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	小・中学校を拠点とし、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブを市内に設立することを支援する事業。会員となることにより、いつでも誰でもスポーツに親しむことができるようにする。	スポーツ振興課	ひかりスポレク広場10回147人、6小バドミントン13回226人、シニアバランスボール&ノルディックウォーキング講習会：11回181人、月曜チアダンス：23回143人、クラブまつり：1回80人、夏休み火曜ダンス4回33名、夏休み走り方教室3回159名、春休み走り方教室3回221名、その他イベント参加4回42名 計66回1,232人 (27年度)	a	小中学校の体育施設を活用して事業を実施し、広報等の協力を行っている。	A	A

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
19	スポーツセンター、プールの個人開放	スポーツセンター、プール等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業。それにより、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	スポーツ振興課	個人使用 市民スポーツセンター：47,956人 ひかりスポーツセンター：24,729人 室内プール：68,758人 (27年度)	b	個人開放については、スポーツやレクリエーションの種目について取り組んでいる。	C	B
20	公民館青少年対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を対象にした事業の実施。 ・防音スタジオ（光公民館）での中高生バンドグループの利用の促進。 ・スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業の実施。 	公民館課	実施事業数：9事業 <ul style="list-style-type: none"> ・並木公民館でしんまち児童館と共催で「子どもまつり」を実施。 ・ジュニアサロン本多公民館学習室小学生の部（前期、後期開催）・中学生の部（前期、後期開催）を実施。 ・ジュニアサロン恋ヶ窪公民館学習室（前期、後期開催）を実施。 ・中高生スタジオ利用グループ：23団体 ・ライブ開催回数：LIVE☆HIKARI 2回 	a	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を対象とした事業として、子どもまつり・ジュニアサロン公民館学習室・LIVE☆HIKARIに加え、児童観劇会・ジュニアサロン夏休み子ども教室・夏休み子どもクッキング・親子料理教室・春休み子ども講座など様々な分野の事業を実施した。 ・青少年のスタジオ利用は多くのグループが利用し活動した。 	A	A
21	青少年育成地区委員会への補助金交付	市内5地区の青少年育成地区委員会の活動に対し補助金を交付する事業。	子ども若者計画課	1,100,000	C	各地区委員会で、地区まつり、サマーキャンプ等青少年のための活動が活発に行われた。	C	C
22	地域活動連絡会への補助金交付	心身に障害のある児童・生徒の余暇活動の充実を図るため地域活動連絡会に対して補助金を交付する事業。	社会教育課	補助金額:1,995,000円	C	心身に障害がある児童・生徒の余暇活動が充実している	C	C

1-⑦ 子どもの発言・参画の機会の拡充

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
3 再掲	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	児童の権利に関する条約の内容に基づき、子どもの視点に立った施策の展開をする必要があることから、全職員を対象とした研修を実施し、普及・啓発を図る。	子ども若者計画課	未実施	e	未実施	E	E
20 再掲	公民館青少年対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を対象にした事業の実施。 ・防音スタジオ（光公民館）での中高生バンドグループの利用の促進。 ・スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業の実施。 	公民館課	実施事業数：9事業 ・並木公民館でしんまち児童館と共催で「子どもまつり」を実施。 ・ジュニアサロン本多公民館学習室小学生の部（前期、後期開催）・中学生の部（前期、後期開催）を実施。 ・ジュニアサロン恋ヶ窪公民館学習室（前期、後期開催）を実施。 ・中高生スタジオ利用グループ：23団体 ・ライブ開催回数：LIVE☆HIKARI 2回	a	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を対象とした事業として、子どもまつり・ジュニアサロン公民館学習室・LIVE☆HIKARIに加え、児童観劇会・ジュニアサロン夏休み子ども教室・夏休み子どもクッキング・親子料理教室・春休み子ども講座など様々な分野の事業を実施した。 ・青少年のスタジオ利用は多くのグループが利用し活動した。 	A	A
23	児童館における、ボランティア受け入れ事業	児童館において、通常の運営以外に、春・夏・冬休み期間中に、社会福祉協議会登録者のボランティアを受け入れる事業。中学生の体験学習や、近隣の各高校や大学からの実習生の受け入れをする。	子ども子育て事業課	ボランティア体験学習の受け入れ数合計39人	c	ボランティアや体験学習の実習者は意欲的に参加していた。	C	C

1-⑧ 子どもの権利に基づく子育て支援の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
8 再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7、5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	子育て相談室	利用者述べ数計：55,412名（妊娠期の方の利用：54名（フシババ3名含む）、父親の利用：601名、相談件数：4,193件）	a	利用実績は増え、親子の居場所として周知も広がってきていると考えられる。懸念であった駅前子育てサロンの移転も完了し、市民にとってより利用のしやすい場所となった。	B	A

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
24	子ども野外事業	①公園で小学生の野外遊びの提供を行う事業。 ②乳幼児の親子を対象とした屋外型親子ひろば事業。	子ども子育て事業課	①4公園	c	①市内公園で遊びを促す活動を行い自主的な遊びや生活に根ざした遊びを展開する。	C	C
			子育て相談室	②3か所	c	②親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。	C	
25	子育て・子育て支援市民活動団体の支援	市民活動センターにおいて、各種相談、印刷機や会議室の提供など活動の支援、事業展開のための利子補助などの支援を行う事業。	協働コミュニティ課	登録団体数が143団体となり、昨年より8団体増えた。	b	未登録団体への声かけや市報にセンター情報を掲載しPRを図った。また、庁内の「協働研修」内容の充実を図り職員への意識啓発に努めた。	C	B

1-⑨ 国分寺子ども白書の刊行

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
26	「国分寺子ども白書」の刊行	第1版（平成22年3月）で取り上げたテーマ「子どもの居場所」について、3～5年ごとに一度程度のアンケートを実施し、子どもたちの状況を把握する。	子ども若者計画課	未実施	e	未着手	E	E

施策分野 2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する

2-① 早期発見と一貫した支援の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
8 再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7.5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	子育て相談室	利用者述べ数計：55,412名（妊娠期の方の利用：54名（プレパパ3名含む）、父親の利用：601名、相談件数：4,193件）	a	利用実績は増え、親子の居場所として周知も広がってきていると考えられる。懸念であった駅前子育てサロンの移転も完了し、市民にとってより利用のしやすい場所となった。	B	A
27	法内制度に基づく子どもの発達相談事業	発達に心配のある児童に対して、医療・心理・言語・運動機能・子育ての相談を行う。また、通園教室については、27年度に法内制度に移行する。早期療育が必要な児童に対して、申請により児童発達支援事業（通園事業）のサービス提供を行う。	子育て相談室	医療：12回、機能：44回、言語：24回、感覚統合訓練：20回、摂食指導：4回、療育：10回、（専門相談回数） 相談受け入れ数：321件	a	児童発達支援事業に移行し、児童福祉法に定められた支援を提供している。18歳未満までの児童の相談支援を開始したため、支援の幅が広がった。	A	A
28	こどもの発達センターつくしんぼ法内制度移行に伴う相談支援事業	障害児相談支援事業（障害児支援利用計画作成）及び特定相談支援事業（障害児の一般的な支援及びサービス等利用計画作成）を展開する。	子育て相談室	サービス利用計画作成数：0件 障害児支援利用計画作成：53件 モニタリング報告書（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）：20件	a	18歳未満までの児童が、障害福祉サービスを利用するために必要な受給者証の発行のため利用計画を作成することにより、サービスが受けられるための支援を行った。	A	A
29	親子の遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室	遊びを通して親子のコミュニケーションを育む場を提供する事業。また、児童だけの定期的な集団の場も提供する。	子育て相談室	グループ数：6グループ	c	子どもの発達状況にあった支援が提供できた。	C	C
30	市内関係機関への、専門的視点での指導・援助	①民間を含めた、保育所・幼稚園・学童保育所・児童館などへの施設訪問によるスタッフへの助言。②主催研修会の企画立案と参加啓発③施設での実習参加・見学者受け入れの実施。	子育て相談室	①施設訪問総数：85件 ②研修会受け入れ人数：146人（3回実施） ③実習生等の受入数：延べ136人	d	保育所等において、発達に心配がある子どもへの対応について、施設への支援やつくしんぼを利用している児童の母集団への連携支援を行った。	D	D

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
31	法内制度に基づく児童発達支援事業	通園教室は、27年度に法内制度に移行し、児童発達支援事業（通園事業）を実施する。専門職を配置し、専門的視点から発達支援を行う。	子育て相談室	療育日数：211日	b	保育園交流日は、交流しない児童の療育を実施することにした。	B	B
32	心理経過観察事業	1歳6か月児・3歳児健診の結果等で、必要とされた幼児とその保護者に対して継続的な心理経過観察を行うことにより、子どもの健全な発育を図る事業。発達障害のスクリーニング・保護者の受容と理解・適切な育児促進への支援、適切な医療・療育への橋渡し。	健康推進課	132回実施	c	必要な児童に対して継続的な支援が行えており、保護者の不安軽減に努められた。また、必要に応じて医療や療育との連携が行えた。	C	C
33	心理相談ケース連絡会	健康推進課やこどもの発達センターつくしんぼ等で対応している個別ケースについて、情報共有と支援方針確認。	健康推進課	年3回実施	c	つくしんぼと共有しているケースについての支援方針が全ケース行えた。	C	C
34	乳幼児育成事業	健康診査等において、「要心理経過観察」とされた幼児及びその保護者に対し、遊びを通じたグループワーク及び心理相談員や保健師による個別相談で必要な指導を行うことにより幼児の心身の健全な発育を促し、保護者の育児不安の解消を図る事業。	健康推進課	年12回実施	c	毎回2～4人新規児があり、健診フォロー、心理相談の中で明確な目的のもと利用している。	C	C
35	障害児保健福祉連絡会	保健センター（健康推進課）・こどもの発達センターつくしんぼ・教育相談室、子ども家庭支援センター等で対応しているケースについての連絡会である。（平成21年度より保健所の参加はなし。）	健康推進課	年5回実施	c	関係機関が集まり、情報交換、ケース検討を行った	C	C
36	障害者を理解し受け入れる地域づくり	障害者週間にあわせ、啓発に係る行事、広報を実施している。また、地域活動支援センターⅠ型の事業として、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業等を実施している。	障害者相談室	地域活動支援センターⅠ型設置箇所：3箇所	c	継続	C	C

2-② 日常生活への支援の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
37	学童保育所中学生障害児保育	最長中学校3年生までの障害児を学童保育所で受け入れる事業。中学生障害児の放課後の受け入れについて、今後のニーズに対応するため、学童保育所以外の事業の取入れなど、各課連携して市の方針を検討していく。	子ども子育て事業課	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）	a	中学生障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	C	B
38	学童保育所の障害児の受け入れ拡充	学童保育所での障害児の受け入れを行い、保護者の就労等の支援を行う。職員の技量の向上等により障害児保育の質の向上を図る。	子ども子育て事業課	各施設（16施設）定員：低学年1人高学年1人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）研修の実施：有	a	障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	C	B
39	特別支援学級児童生徒スクールバス運行	特別支援学級への児童・生徒の通学及び学校行事の参加等に際し、その安全を図るため、送迎を行う事業。	教育総務課	100% (乗車人数56人/希望者数56人)	C	希望者については、100%乗車できた	C	C
40	障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスを希望する場合に、サービスの必要性を総合的に判定するため、障害支援区分の認定を受け、サービスの支給決定をする事業。	障害者相談室	(単位：月毎平均利用者数) 居宅介護：114人 行動援護：4人 短期入所：81人	C	継続	C	C
41	補装具給付事務事業	身体障害者手帳をお持ちの方及び対象とされている難病等による障害のある方に、職業その他日常生活の利便をはかるとを目的として、補装具費（購入・修理）を支給する事業。補装具費（購入・修理）の支給を受ける時は、その適否について東京都心身障害者福祉センター等の判定が必要。世帯の所得に応じて自己負担金（原則一割負担）がある。	障害者相談室	補装具給付件数：249件（うち児童は57件）	C	継続	C	C
42	日常生活用具事務事業	在宅重度心身障害者(児)及び対象とされている難病等による障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付（貸与）する事業。ただし、入院または施設入所中の場合は、原則対象にならない。日常生活用具の給付（貸与）を受けるには、障害の種類・部位および程度の制限と、世帯の所得に応じて自己負担金（原則一割負担）がある。	障害者相談室	日常生活用具給付件数：2,008件（うち児童は204件）	C	継続	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
43	意思疎通支援事業	手話通訳：聴覚に障害のある方が、市の主催行事およびそれに準ずる催し等に参加する時、または健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する事業。 要約筆記：聴覚障害者団体および聴覚障害者で手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者を派遣する事業。盲ろう者の通訳・介助者、視覚と聴覚の両方に障害がある方に、その方の障害の特性に応じたコミュニケーションしやすい方法で通訳を行う通訳・介助者を派遣する事業。	障害者相談室	派遣延件数：266件	C	継続	C	C
44	障害児通所支援	児童福祉法に基づく障害のある子どもが通所により利用できるサービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	障害者相談室	児童発達支援：40人 医療型児童発達支援：5人 放課後等デイサービス：108人 保育所等訪問支援：0人	C	継続	C	C
45	移動支援事務事業	社会生活上必要な外出等障害者又は障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣する事業。	障害者相談室	利用実人数：164人（うち児童29人）	C	継続	C	C
46	日中時間預かり事業	居宅において介護者が疾病等により、65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方の介護が、一時的にできない場合に、日中の時間、障害者支援施設等に入室することができる事業。	障害者相談室	利用実人数：100人（うち児童48人）	C	継続	C	C
47	重度心身障害者（児）巡回入浴サービス	家庭で入浴することが困難なねたきり等の重度心身障害者（児）に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行う事業。重度心身障害者（児）でねたきり等のため入浴が困難な65歳未満の方で、身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上所持者が対象。	障害者相談室	利用者数：13人（うち児童4人）	C	継続	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
48	障害児保育事業	障害を持つ児童を保育所で保育する事業。受入人数を増やす。	子ども子育て事業課	年間延べ462人	b	加配職員を配置した障害児保育を実施している。	C	B
			子ども若者計画課	-	-	新園を整備するに当たり、選定事業者に対し、障害児保育の実施を促している。また、質の高い保育が施されるよう基幹型保育所にて、保育士の研修の実施、心理相談員の各園への巡回相談を実施している。	B	

2-③ 障害のある子どもがいる家庭への経済的負担の軽減

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
49	特別支援学級児童就学奨励費支給	特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減し、心身教育の振興を図る事業。	学務課	対象児童数：92人 補助金額：4,873,645円	c	対象者全員から補助金関係書類を提出いただいたことにより、特別支援学級の保護者の経済的負担が軽減された。	C	C
50	特別支援学級児童・生徒への校外学習等参加費補助	校外学習等への参加費を補助することにより、特別支援学級に在籍する児童・生徒の自立活動の学校教育における支援を行う事業。	学校指導課	小学校18回 中学校19回	b	着手 (校外学習等への参加費を補助し、特別支援学級に在籍する児童・生徒の体験活動の充実を図ることができた。)	A	A
51	特定医療費の助成	①指定難病の方（一部の難病は生活保護の方を除く）②東京都内に住所を有している方③医療費助成の認定基準を満たしている方へ支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	障害者相談室	申請件数（更新等含む）：1,655件 (B型・C型ウイルス肝炎インターフェロン含む)	c	継続 障害者のしおり等を通し制度の周知を図った。	C	C
52	特殊疾病者福祉手当支給事務事業	東京都難病医療費等助成制度の対象疾病に罹患し、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定する医療受給者証、難病医療助成の医療券及び小児慢性疾患医療券の交付を受けた方に月額6,000円の手当を支給する事業。施設入所者等支給制限、所得制限あり。	障害者相談室	受給者数：609人	c	継続 障害者のしおり等を通し制度の周知を図った。	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
53	特別障害者手当等（障害児福祉手当）支給事務事業	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の児童に月額14,380円支給する事業。施設入所者等支給制限、所得制限あり。	障害者相談室	障害児福祉手当受給者数：48人	C	継続 障害者のしおり等を通し制度の周知を図った。	C	C
54	重度心身障害者手当支給事務事業	重度の知的障害で、著しい精神症状などのため常時複雑な介護を必要とする方、あるいは、重度の知的障害と身体障害1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由者で両上肢・両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な方に月額60,000円支給する事業。所得制限あり。	障害者相談室	受給者数：96人	C	継続 障害者のしおり等を通し制度の周知を図った。	C	C
55	心身障害者医療費助成事務事業	身体障害者手帳1・2級（内部障害者の3級の方も含む）または愛の手帳1・2度の方に対して、心身障害者医療費助成受給者証（マル障）を発行し、病院等で支払う保険の自己負担金の一部を助成する事業。所得制限あり。	障害者相談室	受給者数：762人	C	継続 障害者のしおり等を通し制度の周知を図った。	C	C
56	自立支援（精神通院）事務事業	精神疾患を理由として通院医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の一部を助成する事業。ただし、所得に応じて月額上限負担額が異なる。	障害者相談室	申請件数 新規：293件 更新：1,543件	C	継続 HP等を通し制度の周知を図った。	C	C
57	小児精神入院事務事業	精神障害のため精神病室に入院治療を必要とする満18歳未満の方の入院医療費を助成する事業。食事療養費の標準負担額は、自己負担となる。	障害者相談室	申請件数：6件	C	継続 HP等を通し制度の周知を図った。	C	C
58	心身障害者扶養共済事務事業	心身障害者の保護者が死亡または重度障害状態になったときから、障害者へ終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と障害者の福祉の向上を図る事業。任意加入の年金制度。	障害者相談室	加入者数 1口目：17人 2口目：7人	C	継続 障害者のしおり等を通し制度の周知を図った。	C	C
59	心身障害者通院通所訓練等交通費助成事務事業	身体障害者手帳1・2級（内部障害者の3級の方も含む）または愛の手帳1・2度の方に対して、医学的治療のために通院あるいは機能回復訓練等のため通所する、並びに社会参加を促進するために公的機関が主催等する行事へ参加、地域活動へ参加等する場合に、その交通費を月額5,250円を上限に助成する事業。	障害者相談室	利用人数：延べ2,418人	C	継続 障害者のしおり等を通し制度の周知を図った。	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
60	B型・C型肝炎ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費助成	都内に住所があり、都が指定する肝臓専門医療機関で、B型・C型肝炎のインターフェロン治療を要すると診断された方に、インターフェロン治療にかかる保険診療（入院・外来）の医療費のうち、各所得区分における自己負担限度額を超えた金額を1年間助成する事業。	障害者相談室	申請件数：101件	C	継続 障害者のしおり等を通し制度の周知を図った。	C	C

施策分野 3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす

3-① 児童館の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
61	児童館の整備計画	平成21年度策定の施設整備計画に基づき、老朽化、狭隘化への対応のため施設整備をしていく。	子ども子育て事業課	未実施	e	未実施	E	E
62	児童館での乳幼児・小学生・中高生向け事業	各年齢、ニーズに対応した企画を実施する事業。	子ども子育て事業課	全児童館の事業数：669回	C	各年齢のニーズに対応した企画を実施する。	C	C
63	地域の子どもの居場所づくり	空き店舗や空き家を活用した子どもの居場所づくりを行う。	子ども若者計画課	未実施	e	未着手	E	E
64	児童館の開館日の見直し	児童館の開館日（現行 月～土曜日）の見直しを行う。	子ども子育て事業課	未実施	e	未実施	E	E
65	児童館運営委員会の設置	全館を対象とした、事業評価・課題抽出のための委員会を立ち上げる。	子ども子育て事業課	開設状況：無（児童館運営について、児童から意見を聴く会は、全館で実施）	e	未実施	E	E

3-② 子どもの遊び場・公園等の整備

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
24 再掲	子ども野外事業	①公園で小学生の野外遊びの提供を行う事業。	子ども子育て事業課	①4公園	C	①市内公園で遊びを促す活動を行い自主的な遊びや生活に根ざした遊びを展開する。	C	C
		②乳幼児の親子を対象とした屋外型親子ひろば事業。	子育て相談室	②3か所	C	②親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。	C	
66	プレイステーション事業	青少年がいきいきと安全に遊べる冒険遊び場として、国分寺市プレイステーションの管理・運営を委託する事業。	社会教育課	年間来場者数：16,081人（単年度）	C	青少年がいきいきとして遊べる遊び場が提供できている。	C	C
67	プレイリーダー講習会	子どもの遊びへの代弁者として、または子どもたちを見守り指導する役割を担うプレイリーダーの養成を実施する事業。	社会教育課	受講者数：34人（大人）	C	子どもたちを見守り、活動を支える大人たちが増え、子どもたちが安心してのびのび遊べる環境である。	C	C
68	公園緑地の整備	公園・緑地の整備、改修を行い、子どもを含む利用者が、安全に利用できるように進める事業。	緑と建築課	緑地： 一部供用開始1箇所 一部公有化1箇所 大規模遊具改修：0箇所	b	市民が憩える緑地の公有化、供用開始。 子どもたちが安全安心に利用できる遊具の修繕。	B	B
69	小・中学校の校庭、体育館をスポーツ開放	スポーツやレクリエーション活動の場として、小中学校の校庭、体育館を団体に開放する事業。	スポーツ振興課	小学校体育館：4,548件 小学校校庭：1,734件 中学校体育館：819件 中学校校庭：675件 計7,776件 15校 (27年度)	C	市立小中学校15校で、開放を行っている。	C	C
70	青少年地域リーダー養成講習会	地域に住む人々にとってぬくもりのある人間性豊かな地域づくりに積極的に貢献できる青少年リーダーを育成する事業。	社会教育課	講座回数：6回 受講者数：12人	d	講座の受講生を中心に地域の活動が活発に行われている。	C	C
71	放課後子どもプランの実施	地域・学校・行政の連携による学校等を利用した安全で安心な子どもの居場所づくり事業「放課後子どもプラン」を実施する。	社会教育課	市内全市立小学校10校で実施	C	市内全市立小学校10校で実施	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
18 再掲	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	小・中学校を拠点とし、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブを市内に設立することを支援する事業。会員となることにより、いつでも誰でもスポーツに親しむことができるようにする。	スポーツ振興課	ひかりスポレク広場10回147人、6小バドミントン13回226人、シニアバランスボール&ノルディックウォーキング講習会：11回181人、月曜子アダンス：23回143人、クラブまつり：1回80人、夏休み火曜ダンス4回33名、夏休み走り方教室3回159名、春休み走り方教室3回221名、その他イベント参加4回42名 計66回1,232人 (27年度)	a	小中学校の体育施設を活用して事業を実施し、広報等の協力を行っている。	A	A

3-③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
7 再掲	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	子ども若者計画課	未実施	e	未実施	E	E
72	図書館の開館時間延長	平成26年度一本多図書館の平日夜間開館（午後8時まで）に加えて、光図書館でも平日水曜日に夜間開館（午後8時まで）を実施。今後も、一部業務委託化の中で全館に夜間開館を拡充。	図書館課	光図書館の夜間開館時間を毎水曜日午後8時までから毎平日開館日開館日に午後7時までと拡大した。さらに月曜祝日の開館を行った。	a	開館時間数・開館日が増えたことで光図書館の利用が容易になった。	A	A
19 再掲	スポーツセンター、プールの個人開放	スポーツセンター、プール等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業。それにより、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	スポーツ振興課	個人使用 市民スポーツセンター：47,956人 ひかりスポーツセンター：24,729人 室内プール：68,758人 (27年度)	b	個人開放については、スポーツやレクリエーションの種目について取り組んでいる。	C	B

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
20 再掲	公民館 青少年対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を対象とした事業の実施。 ・防音スタジオ（光公民館）での中高生バンドグループの利用の促進。 ・スタジオ利用グループを中心にしたライブ事業の実施。 	公民館課	実施事業数：9事業 ・並木公民館でしんまち児童館と共催で「子どもまつり」を実施。 ・ジュニアサロン本多公民館学習室小学生の部（前期、後期開催）・中学生の部（前期、後期開催）を実施。 ・ジュニアサロン恋ヶ窪公民館学習室（前期、後期開催）を実施。 ・中高生スタジオ利用グループ：23団体 ・ライブ開催回数：LIVE☆HIKARI 2回	a	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を対象とした事業として、子どもまつり・ジュニアサロン公民館学習室・LIVE☆HIKARIに加え、児童観劇会・ジュニアサロン夏休み子ども教室・夏休み子どもクッキング・親子料理教室・春休み子ども講座など様々な分野の事業を実施した。 ・青少年のスタジオ利用は多くのグループが利用し活動した。 	A	A
73	公民館・学校施設・スポーツセンター等を利用した子どもの居場所づくり	学校の校庭や教室等に、安全・安心して活動できる子どもの居場所を設けることを目的に地域子ども教室を実施する。	スポーツ振興課	市内全市立小学校10校で実施。スポーツセンターで実施	c	放課後の時間帯に子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供してる。	C	C
74	公民館、地域センター等を活用した「居場所」づくり事業	公民館は小中学生も利用できる施設であることを、小学生の「社会科見学」や中学生の「職場体験」で積極的にPRし、「居場所づくり」事業を促進。	公民館課	実施館数：5館 ・全館で夏休みの期間（7月21日～8月31日）に「ジュニアサロン夏季自習室」を実施。 ・恋ヶ窪公民館で平日の昼間、空いている部屋を活用し「ジュニアサロン遊びの広場」を実施。 ・館内のロビー等フリースペースを、小中学生も利用できる「居場所」として確保し、活用を図った。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・全館で、夏休みの期間（7月21日～8月31日）に小中高校生を対象に「ジュニアサロン夏季自習室」を行い学習支援事業を実施し、青少年が公民館を利用した。 ・館内ロビー等を「居場所」とし、小中学生が活用している。 	A	A

3-④ 子どもの居場所づくり推進会議の設置

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
75	子どもの居場所づくり推進会議の設置	「子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ」における検討を踏まえ、市民に子どもを見守る目が醸成され、市内の様々な場所が子どもの居場所となりうるよう推進組織を設置して、居場所づくりを具現化していく。	子ども若者計画課	未実施	e	未実施	E	E

施策分野 4 健康に過ごすことができるまちをつくる

4-① 子どもと親の健康の確保

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
8 再掲	親子ひろば事業の 拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7、5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	子育て相談室	利用者述べ数計：55,412名（妊娠期の方の利用：54名（プレババ3名含む）、父親の利用：601名、相談件数：4,193件）	a	利用実績は増え、親子の居場所として周知も広がってきていると考えられる。懸念であった駅前子育てサロンの移転も完了し、市民にとってより利用のしやすい場所となった。	B	A
76	健康に関する各種 相談事業	妊産婦や育児中の保護者に対し、保健師など専門職が訪問・面接等で行う相談。	健康推進課	出生 1072人 出生通知書受理数 1117人（里帰りを含む） 産婦新生児訪問実施数 1,129人 （述べ）	C	訪問時外国人産婦以外には全件EPDSを実施し、フォローが必要な母子に対して継続的な支援を実施した。27年度より「親と子の相談室」を開始し、精神科医による相談も実施している。	B	B
77	乳幼児・妊産婦健康 診査 乳幼児・妊婦歯科 健診	各段階で健康診査を行うことにより妊産婦及び乳幼児の健康管理を行うとともに、疾病の早期発見・乳幼児の健全育成・保護者への育児支援を図る事業。	健康推進課	乳幼児健診集団72回/年乳（幼児健診（3～4か月、1歳6か月、3歳）は月2回、6・9か月児は個別医療機関受診。） 妊婦歯科健診12回/年169人、 幼児歯科健診15回/年246人	C	乳幼児・妊産婦健診/病気・障害・要支援家庭の早期発見、育児不安の軽減などの支援を実施。歯科/他職種と連携し育児支援を目的とした相談を実施、健診後は状況に応じて受診勧奨、	C	C
78	健康教育	両親学級、育児学級、離乳食講習会（1回食、2・3回食）等の各教室において、子どもと親が健康に生活できるよう知識の普及を図る事業。	健康推進課	両親学級：年10回591人 育児学級：こぶたクラス年2回 大人18人子ども22人 歯磨きクラス：年12回 大人175人子ども173人 離乳食講習会：年24回 1,292人	C	同じ地区でグループにすることで、妊婦や育児中の保護者の育児不安の軽減と、健全な発育の推進や、仲間づくりのきっかけにつながっている。	C	C
79	予防接種	BCG、四種混合、三種混合、二種混合、ポリオ、水痘、麻疹、風疹、日本脳炎、Hib、肺炎球菌、子宮頸がん（HPV）の予防接種を行う事業。医師会に委託し、個別方式で実施する。法改正に伴い予防接種の種類は変更となる。	健康推進課	0～101%（新規接種対象者以外を含んでいるため100%を超える場合がある）	C	26年度に引き続き定期予防接種及び妊娠を希望する女性を対象とした風しん対策事業を実施した。	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
80	低出生体重児の届出・未熟児訪問	体重が2,500グラム未満の乳児に対して家庭訪問を実施する事業。	健康推進課	低出生体重児届出：118人、未熟児訪問：述べ66名訪問実施	C	病院からNICU・GCUの報告の際地区担当保健師にて情報確認し、新生児訪問の指示票に記載。	C	C
81	児童・生徒の保健衛生事務	児童・生徒の保健衛生にかかわる事務を行う。	学務課	対象者全員に実施しており、健診が多岐にわたるため数値化しづらい。	C	学校保健安全法に規定されている健康診断（結核、心臓、腎臓、脊柱側弯等）を実施し児童・生徒の健康管理に努めた	C	C
15再掲	子ども家庭支援センター運営協議会の開催	市長の諮問により、子ども家庭支援センターの運営、相談支援係業務と地域支援係の各所管業務・運営について、第三者的な視点で評価を実施し、市長への答申を提起するもの。これにより、市長は、答申を尊重し、課題改善に努める。	子育て相談室	協議会開催回数：3回	C	第7期の協議会が終了し、答申が提出された。挙げられた答申課題に対し、着々と改善を行っている。	B	B

4-② 食育の推進

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
76再掲	健康に関する各種相談事業	妊産婦や育児中の保護者に対し、保健師など専門職が訪問・面接等で行う相談。	健康推進課	母子保健の面接（保69件/栄13件/歯11件）・訪問（保203件/栄2件）・電話（保959件/栄76件/歯21件）	C	市報やチラシなどで保健師・栄養士・歯科衛生士の相談に対する周知を行い、相談を受けられている。	C	C
82	各種栄養関連事業（離乳食講習会・両親学級・食育講座など）	各種栄養関連事業を食育事業に位置づけ、食育の推進を図る事業。	健康推進課	離乳食講習会：1,303人/24回 両親学級：191人/4回 栄養講座：62人/3回 食育講座：86人/3回	C	両親学級（わくわく）や離乳食講習会で、食育リーフレットを配布した。	B	B
83	個別栄養相談	管理栄養士による個別相談を実施する事業。	健康推進課	43人/10回（うち妊産婦2人）	C	市民一人一人に合った相談内容であることから効果が見られ、継続参加につながっている。	C	C
84	国分寺市栄養士連絡会	保育園・学務課・小学校・健康推進課の栄養士による食教育の推進及び保健栄養等に関する連絡・調整を行う。	健康推進課	年2回実施（5・2月）	C	情報交換を行い、各課の事業に活用している。	C	C

4-③ 思春期の保健対策の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
85	中高生を対象とした、たがいの性を理解し尊重するための啓発事業	児童館利用の中高生、学童保育所で受け入れている中学生障害児が男女たがいの性を理解し尊重するための機会の提供をする。	子ども子育て事業課	行事等の機会を捉え、実施	C	同じ空間で過ごすことにより、自然に気遣いできる。	B	B
86	性の尊重やリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の普及	男女平等推進センター主催事業等で、性の尊重や性と生殖に関する自己決定権についての講座等を開催し、認識を広げる事業。	文化と人権課	たがいの性を理解し、尊重するための学習講座「LGBTってなあに？」を実施。	C	定期的な講座開催という現状維持をしつつ、新たな課題に取り組んだ。	B	B
87	教育相談の充実	幼児から青少年までの様々な悩みや課題に対し、個別に相談に応じ、子ども・保護者の心理的な課題の解決を支援する事業。	学校指導課	2469件 他 全員面接対象 小5 810名 中1 746名	a	着手 (子ども・保護者への心理的支援を行うため、スクールカウンセラーによる通常の相談や教育相談室における教育相談を継続的に実施した。)	A	A

4-④ 小児医療の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
88	休日診療事務事業	日曜・祝日・年末年始の昼間及び準夜に外来急病者に対する診療を行う事業。医師会・歯科医師会に委託し、市内医療機関での輪番方式で実施する。	健康推進課	年間医科休日 3,280人・準夜803人 年間歯科休日 318人・準夜54人	C	昨年度に引き続き、医科、歯科、薬科の連携のとれた事業を実施できた。	C	C
89	歯科医療連携	かかりつけ歯科医を探すことが困難な、障害者・在宅要介護者等が身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、障害者等歯科相談窓口で歯科衛生士が相談を受け、歯科医師会コーディネーターと連携して対応する事業。	健康推進課	相談152件 事前訪問17件 歯科医師訪問7件 18歳未満の連携件数0件	C	他関係機関や他の職種と連携し、歯や口に不安を抱える子どもやその保護者への個別相談を実施している	B	B
90	小児救急医療	地域での小児初期救急医療体制の構築・実現に向け関係機関等と検討・調整を行う。	健康推進課	未実施	e	未実施	E	E

施策分野 5 仕事と生活との調和を実現する

5-① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し

番号	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
91	父親参加型育児の啓発事業	各事業への父親参加が可能なように、設定の工夫を検討実施する。	子育て相談室	①つくしんぼ 8事業 計100人 ②子ども家庭支援センター 4事業 計83人	d	①父親の仕事等の関係で、参加が難しい方が多く、参加人数が減った。 ②父親が参加しやすい土曜に行事開催を増やし、育児に参加できる環境を整備した。	D	D
92	雇用における男女平等に関する講座等の開催	男女平等推進センター主催事業として仕事と生活の両立支援に関する講座を開催する事業。	文化と人権課	主に女性を対象とする起業支援講座を2本開催した。	b	定期的な講座開催という現状維持をしつつ、女性活躍推進に取り組んだ。	B	B
93	特定事業主行動計画の推進及び啓発	平成21年度中に進捗状況を確認し課題について見直しを行った特定事業主行動計画の啓発を行い、働きやすい職場環境の整備を進める事業。	職員課	休暇取得率は、出産介護休暇69.2%、育児参加休暇38.5%、育児休業8%となった。	d	平均取得日数は、出産介護休暇1.9日、育児参加休暇1.9日、育児休業10日となった。	D	D
94	両親学級、プレママプレパパセミナー	妊娠・出産・育児・保護者の健康について、専門職による講義・実習を行い、子供や自らの健康や育児に関する知識の普及を図るとともに地域での仲間づくりを進める。	健康推進課	両親学級：10回実施参加者 591名 プレママプレパパセミナー：23名	c	地域での仲間づくりや育児での情報交換を行っている。	C	C
95	児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施	平日に児童館施設を利用できない、家族・父親などが一緒に参加できるような事業を企画する。	子ども子育て事業課	土・日曜日の行事実施数：21回	c	土日曜日に遠足や児童館まつりを企画し、平日に児童館を利用できない家族が、行事参加し楽しむ。	C	C
96	子育てへの男女共同参画に関する啓発	仕事と家庭との調和の意識作りへの情報提供や講座開催	文化と人権課	講座「パパといっしょにヘアカット」「男の料理入門」を実施。	b	定期的な講座開催という現状維持をしつつ、対象を広げた。	B	B

5-② 仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
97	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい市民（援助会員）と育児の援助を受けたい市民（利用会員）が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	子ども子育てサービス課	援助会員数：361人 利用会員数：929人 両方会員数：11人	a	利用会員の大幅増加により、会員数のバランスは改善されていないが、昨年同様円滑に援助活動に繋げることができた。また、より円滑に活動できるよう来年度よりセンターの営業日を増やすべく規則改正を行った。	C	B

施策分野 6 親も家族も支援する

6-① 地域における子育て支援サービスの充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
6 再掲	子ども総合相談窓口の設置	子ども家庭支援センターを総合相談窓口として、子育て・子育てに関する各種相談の窓口を運営する事業。開館時間を火曜日～土曜日を、月曜日～土曜日にする方向で検討する。	子育て相談室	相談受け入れ対応件数：（新規を含む）全10,645件 （妊娠期の相談：97件、子ども自身の相談：36件、虐待通告：150件、いじめ相談：5件） 新規相談受理件数：642件（相談担当）	a	育児支援ヘルパー利用希望者が増加しており、妊婦からの相談も増加している。子ども自身へも積極的に面談を重ねて、信頼関係形成ができてきている。	A	A
8 再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7.5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	子育て相談室	利用者述べ数計：55,412名（妊娠期の方の利用：54名（プレパパ3名含む）、父親の利用：601名、相談件数：4,193件）	a	利用実績は増え、親子の居場所として周知も広がってきていると考えられる。懸念であった駅前子育てサロンの移転も完了し、市民にとってより利用のしやすい場所となった。	B	A
76 再掲	健康に関する各種相談事業	妊産婦や育児中の保護者に対し、保健師など専門職が訪問・面接等で行う相談。	健康推進課	出生 1072人 出生通知書受理数 1117人（里帰りを含む） 産婦新生児訪問実施数 1,129人（述べ）	C	訪問時外国人産婦以外には全件EPDSを実施し、フォローが必要な母子に対して継続的な支援を実施した。27年度より「親と子の相談室」を開始し、精神科医による相談も実施している。	B	B
15 再掲	子ども家庭支援センター運営協議会の開催	市長の諮問により、子ども家庭支援センターの運営、相談支援係業務と地域支援係の各所管業務・運営について、第三者的な視点で評価を実施し、市長への答申を提起するもの。これにより、市長は、答申を尊重し、課題改善に努める。	子育て相談室	協議会開催回数：3回	C	第7期の協議会が終了し、答申が提出された。挙げられた答申課題に対し、着々と改善を行っている。	B	B

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
98	児童館での乳幼児向け事業	児童館が実施する乳幼児とその保護者向けの各種事業。「親子で遊ぼう」「親子のわ」「読み聞かせ」「料理」「音楽会」など。	子ども子育て事業課	全館実施事業数計：509事業	C	乳幼児親子対象のご輪時企画し実施する。	C	C
99	子育てガイド「ホッとおれんじこくぶんじ」の作成と普及	子育てに関する様々なサービスの総合的な案内をするためのガイドブックを作成、配布する事業。	子ども若者計画課	配付数2,500	C	制度に関する情報だけでなく、子育てに関する情報も掲載されているため、子育てに関する不安の解消につながる内容となっている。	C	C
100	公民館保育室事業	・就学前の子どもがいる女性の学習活動を支えるため、受講中に保育を行う事業の実施。 ・子どもの育ち・発達・生活等に関する学びの場を提供し、親に対する啓発事業を実施。	公民館課	実施事業数：8事業 ・全館で「幼い子のいる親のための教室」を実施。 ・子どもの育ち等の学びと共に、親が自分自身の生き方を考える講座を実施。	a	・全館で「幼い子のいる親のための教室」を実施し、幼い子のいる親と子供が共に学び仲間づくりを行った。 ・「幼い子のいる親のための教室」に加え、保育室事業として子育て関連事業を実施した。	A	A
101	乳幼児母性健康相談事業	妊産婦・乳幼児とその保護者を対象とし、子供の身体測定、保健・母性・栄養・歯科個別相談を実施する。地域の親子ひろばでの出張ミニ相談会も実施。	健康推進課	乳幼児母性健康相談：年9回 来所774件 親子ひろばミニ相談会：年21回 相談件数：269	C	必要としている市民が相談できている。	C	C
97 再掲	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい市民（援助会員）と育児の援助を受けたい市民（利用会員）が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。 育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	子ども子育てサービス課	援助会員数：361人 利用会員数：929人 両方会員数：11人	a	利用会員の大幅増加により、会員数のバランスは改善されていないが、昨年同様円滑に援助活動に繋げることができた。	C	B
102	子育て中の親が学ぶグループの育成・支援事業	公民館で活動する子育て中の親のグループに、学習活動のためのグループ育成支援や保育支援を行い、親子ともに仲間づくりに取り組む事業。	公民館課	・活動グループ数：25団体 ・グループ活動の参加者数（就学前の子と親）：331人	a	・子育て中の親のグループが、学習・活動に取り組んでいる。 ・活動グループ同士の交流を行い、相談し学び合っている。 ・公民館と共催で事業を行い、学習・活動を深めている。	A	A
103	子育てサークルの育成及び支援	親子の「わ」の事業やおもちゃ図書館の事業を通じて、子育てグループの育ちのきっかけを提供したり、各自主保育グループ等への活動場所の提供などの支援をする事業。	子ども子育て事業課	親子の「わ」のグループや乳幼児対象行事などの利用延べ回数：201回	d	多数の乳幼児親子が児童館を利用し自立的にいきいきと活動している。	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
104	地区連絡協議会（地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う協議会）	児童相談センターにより設置された協議会で、児童委員が事務局、市は協力の立場の事務局となっている。児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による協議会。地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う事業。	地域福祉課	協議会参加人数：185人	a	「いじめ虐待をなくすために」をテーマに、講演会及び小学校区ごとの分散会を行った。各参加者が地域での取り組みについて意見発表・情報交換をし、互いに理解を深めることができた。	C	B
105	子ども家庭支援センター地域ネットワーク事業	子育てをともに支えあえるまちをつくるために、市内各親子ひろばの運営拡充と、講習会、イベント、広報活動、情報交流、ボランティアの参加等を進めていく事業。各ひろば事業を展開する市民活動団体等と市との連携を強化し、全市課題解決に向けた。子ども家庭支援センターを中心とし、各スタッフとセンター職員が互いに顔のみえる、相談しやすい環境を作り、全体の底上げを行う。	子育て相談室	<ul style="list-style-type: none"> 講習会：12回 参加人数：233人 ボランティア活動支援：53回 参加人数999人 各親子ひろば巡回回数：述べ139回 円卓会議（国分寺子ども・子育て支援円卓会議）：12回 373人 	b	ボランティア活動の幅が広がり、子ども家庭支援センターのみならず、複数の親子ひろばにおいて、ボランティアが活躍した。地域支援ワーカーが巡回訪問を行うことで、利用者のみならず支援者の支援も行い、連携を強化した。また、円卓会議においては、子ども家庭支援センターが事務局として、子育て支援活動団体と市の課で関連部署とのネットワーク構築に寄与した。	B	B
106	保育所地域支援事業	保育所の行事等に、保育所に入所していない親子が参加し交流を行う事業。	子ども子育て事業課	17園実施（22園中）	b	地域の実情に応じた事業が展開されている。	C	B
107	職員の地域会議等への参加	児童館職員・学童保育所職員が青少年地区育成や教育フォーラム、各シンポジウム・地域子ども会や他施設利用者協議会、自治会会議などへの参加をし、地域の中での子育て・子育て支援の一役を担う。	子ども子育て事業課	地域会議等参加数：189回	c	地域会議参加等地域との連携をする。	C	C
108	ホームページ、ツイッターによる子育て関連情報の発信	ホームページやツイッターから子育て・子育てに関する情報をタイムリーに発信する。	子ども子育て事業課	ホームページ（「子育て支援国分寺」のアクセス数）：1848件/月平均 ツイッター：3件/月平均（25年度）	c	平成26年10月のHPリニューアルに伴い、子育て部門と教育部門の混同していた部分が整理されたため数値的には減る。	C	C

6-② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
109	保育所定員数の適正化	待機児童数に合わせ定員を変更(増加)する事業。	子ども子育てサービス課	新規開設園1園（定員80人） 待機児童：88人（4月現在） 欠員：192人（4月現在）	C	現状維持	C	C
110	認証保育所事業	長時間保育、小規模保育等の多様な保育スタイルを希望する家庭に選択肢の一つとして用意する事業	子ども子育て事業課	4施設 A型3園（定員総数：115人） B型1園（定員総数：15人） 合計定員130人	C	14時間～15時間開所を行っており、長時間保育のニーズに対応している。	C	C
111	家庭的保育事業	家庭的保育を希望する家庭に選択肢の一つとして用意する事業。	子ども子育て事業課	4施設4人 （定員総数：20人）	C	家庭的な雰囲気の中で、きめ細かい保育を実施。	C	C
112	待機児童解消のため認可保育所の増設	子ども子育て支援事業計画に基づき平成29年度待機児童を解消する。	子ども若者計画課	公立7園（定員総数：755人） 私立15園（定員総数1,444人） 合計定員：2,199人	b	待機児童の多い地域に認可保育所を1施設整備した	C	B
113	保育施設の質の向上（基幹型保育所システム）	基幹型保育所同士の相互作用機能、他機関との連携機能、基幹型保育所以外の保育施設への助言支援・コーディネート等機能など、基幹型保育所システムを運用し、保育施設（認可・認可外）の保育所の質の向上を図る。	子ども若者計画課	平成27年度基幹型保育所システム事業計画に基づく事業実施件数（研修等全30事業）	C	基幹型保育所保育士と事務局で、事業一つひとつについて、その事業目的を確認し、実績に反映させているか、丁寧を確認した。研修等において、参加者のアンケート結果を反映させ、要望に応える努力をした。	C	C
114	認可外保育施設保育料助成事業	認可外保育施設の各施設に入所している児童の保育料の一部を月額助成することにより、保護者の負担軽減を図るとともに、子育て支援制度の充実を図る。	子ども子育て事業課	認証市内児童数1,600人 認証保護者助成金1,565人	C	97.80%	C	C

6-③ 保育の質の向上への取組

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
115	基幹型保育所同士の相互連携事業	運営主体の異なる基幹型保育所が、人材交流や情報交換等を通じて、各々の持つノウハウや知識を共有することで相互連携を強化する事業。	子ども若者計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の相互見学：5回 ・園内研修：ひかり保育園10回、恋ヶ窪保育園4回、こくぶんじ保育園12回 ・国分寺市保育大会：1回 	C	基幹型保育所が人材交流や情報交換を積極的に行い、保育大会においては、実践コーナーの講師役として基幹型保育所同士の連携を強化させた。基幹型保育所から市内保育施設への交流が回りやすくなった。	B	B
116	エリア内の保育所等の相互連携推進事業	相互連携と外部機関との連携により得たノウハウや知識を、各エリア内の保育所等に還元する事業。また、エリア内の保育所等の相互連携を強化・推進する事業。	子ども若者計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・研修：11回開催 ・保育士・看護職・栄養士連絡会：13回（看護職・栄養士連絡会研修含む） ・情報誌：2回発行 ・学校訪問：10校実施 ・災害時対応「171災害伝言ダイヤル」訓練：1回実施 	C	研修の提供体制としての基幹型保育所同士の連携を保ち、過去の研修実績を研究し内容を決定した。また、保育士連絡会においては、新たに5歳児担当保育士と小学校の先生との懇談の場を設け就学についての理解を深めた。更に初の試みとして、栄養士連絡会において、各園で子どもに人気のおやつの持ち寄り試食会を実施し、業務改善への実践的な連携を図った。災害時対応訓練においては、実施方法の根本的な見直しを図り、新たに「171災害伝言ダイヤル」を活用した連絡体制を構築した。	B	B
117	基幹型保育所と外部機関等との相互連携推進事業	基幹型保育所が、市の子育て支援・母子保健関係機関や、学術機関等と連携し、保育に関する最新情報や専門知識を収集・習得する事業。	子ども若者計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターとの連携：5回 ・つくしんぼとの連携：1回 ・健康推進課との連携：12回 ・小学校との連携：11回 	C	基幹型保育所が、子ども家庭支援センターにおいて出前保育を行い、地域の保護者支援を実施した。また、母子保健業務について知識等理解を深める為、健康推進課主催事業に参加した。また、保育施設職員が、専門機関の業務内容を知り、見識を深める為、つくしんぼでの実習を行った。	C	C
118	基幹型保育所によるその他の事業	上記に加え、基幹型保育所が、市の保育の質の維持向上と、安心・安全な保育所等の運営に資するために行う事業。	子ども若者計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談事業：全48回実施 ・指定相談事業：全36回実施（1日2コマ） ・利用者アンケート：1回（ひかり保育園） 	C	市の心理相談員が全認可保育所を巡回し、巡回相談事業を行った。指定相談事業は、心理相談員が、各基幹型保育所に駐在し全認可保育所・認証保育所・家庭福祉員を対象に実施した。	C	C

6-④ 多様な保育サービスの展開

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
119	子ども家庭支援 ショートステイ	保護者が一時的に子どもの養育が困難になった場合、児童養護施設などで6泊程度までの一定期間子どもを入所させ養育を行う事業。	子育て相談室	利用要件を満たしている申請者に対して、ほぼ100%サービス提供できている。	a	委託先児童養護施設では日常生活を変化させないような工夫等がある。	A	A
120	延長保育事業	保育時間の延長を実施する事業。通常の18時までの保育時間を20時まで延長して実施する施設を拡大する事業。	子ども子育て事業課	1時間延長：12施設 2時間延長：12施設	c	基準を満たした延長保育事業を実施している。	C	C
121	産休明け保育事業	0歳児保育で産休明け（生後56日）から受け入れを行う事業。実施園を増やす。	子ども子育て事業課	実施施設数：19施設	c	基準を満たした産休明け保育を実施している。	C	C
48 再掲	障害児保育事業	障害を持つ児童を保育所で保育する事業。受入人数を増やす。	子ども子育て事業課	年間延べ462人	b	加配職員を配置した障害児保育を実施している。	C	B
			子ども若者計画課	-	-	新園を整備するに当たり、選定事業者に対し、障害児保育の実施を促している。また、質の高い保育が施されるよう基幹型保育所にて、保育士の研修の実施、心理相談員の各園への巡回相談を実施している。	B	
122	一時・緊急一時保育事業	一時的に保育が必要な児童を保育所で保育する事業。緊急性に応じて、緊急一時・一時保育の別がある。	子ども子育てサービス課	一時保育 年間延べ1,389人 緊急一時保育 年間延べ224人 合計 1,613人	c	現状維持	C	C
123	認定こども園運営事業	保育園、幼稚園それぞれの長所を生かし、事業運営を図る。既存施設の改修を踏まえ、事業展開していく。	子ども子育て事業課	なし	c	なし	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
124	病児・病後児保育事務事業	病後児保育事業は保育施設に入所している児童の病気の回復期に集団保育を受けることが困難な場合に児童を一時的に預かる事業。 また病状中に自宅保育が困難な場合に実施する事業が病児保育事業である。	子ども子育てサービス課	4施設	c	現状維持	C	C
125	育児支援ヘルパー派遣事業	産前支援、産後支援及び育児支援が必要な家庭にヘルパーを派遣する事業。	子育て相談室	利用要件を満たしている申請者に対して、100%サービス提供できている。	a	育児不安を軽減させるような支援により、虐待を予防している。	A	A
126	トワイライトステイ	保護者が仕事等で常習的に帰宅が夜間に渡る家庭等で、子どもに対する生活指導や家事等の面で困難を生じていると認められる場合、子どもを午後10時位まで保育する制度について研究を行う。	子育て相談室	未実施	c	未実施	C	C

6-⑤ 学童保育所の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
37 再掲	学童保育所中学生障害児保育	最長中学校3年生までの障害児を学童保育所で受け入れる事業。中学生障害児の放課後の受け入れについて、今後のニーズに対応するため、学童保育所以外の事業の取入れなど、各課連携して市の方針を検討していく。	子ども子育て事業課	定員：児童館併設学童保育所4施設で各4人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）	a	中学生障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	C	B
38 再掲	学童保育所の障害児の受け入れ拡充	学童保育所での障害児の受け入れを行い、保護者の就労等の支援を行う。職員の技量の向上等により障害児保育の質の向上を図る。	子ども子育て事業課	各施設（16施設）定員：低学年1人高学年1人（事業に支障のない範囲で定員を超えての受け入れを行っている。）	b	学童保育所が、障害児が放課後いきいきと過ごす居場所となっている。	C	B
			子ども子育てサービス課	年間延べ1,029人 受入施設数15	c	現状維持	C	
127	学童保育事業	保護者の労働等により、適切な監護を受けられない児童について、家庭に代わり保育する事業。市立学童保育所の保育時間は、8:00～19:00で、日曜・祝日等は閉所。民設民営学童保育所の設置も促進。	子ども若者計画課	民設民営学童保育所を整備するため、運営法人を1法人選定した。	c	児童がいきいきと過ごせる場となるよう環境、設備、運営等について、児童館職員等で構成する選定委員会にて審査を行い、開設事業者を選定した。	C	C
			子ども子育て事業課	学童施設以外での遊び場所を確保し狭隘状況の解消に努める	c	保育場所の分散化等工夫し児童の遊びの充実を図る。	C	

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
128	学童保育所三季休業時保育事業	学童保育所において、三季休業時（春夏冬休み）のみ保護者の労働等により、適切な監護を受けられない児童を受け入れる事業。	子ども子育て事業課	学童施設以外での遊び場所を確保し狭隘状況の解消に努める	C	保育場所の分散化等工夫し児童の遊びの充実を図る。	C	C
129	学童保育所の整備計画	平成21年度策定の施設整備計画に基づき、老朽化、狭隘化への対応のため施設整備をしていく。また、入所児童数増加への対応の必要性から、新たな整備計画を検討する。	子ども子育て事業課	未実施（老朽化整備計画）	e	保育場所の分散化等工夫し児童の遊びの充実を図る。	C	D
			子ども若者計画課	国分寺市子ども子育て支援事業計画に基づき、民設民営学童保育所の整備に着手した。	C	施設の狭隘状況を確認し、整備地区を選定した。	C	
130	学童保育所の保護者会活動の支援	学童保育所の保護者会活動へ、施設の利用や職員の活動協力などを行う。	子ども子育て事業課	保護者会への協力施設数：全施設	C	学童保育所の保護者会活動の支援をしている。	C	C
131	小学校高学年の放課後の居場所づくり	児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業（学童保育所）が対象とする範囲に小学校高学年も含まれることとなったことを踏まえ、放課後の居場所づくりに取り組む。	子ども子育て事業課	学童保育所の対象：小学校高学年は障害児のみ	C	学童保育所の対象：小学校高学年は障害児のみ	C	C

施策分野 7 確かな学力と豊かな心を育む

7-① 体験学習の実施

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
24 再掲	子ども野外事業	①公園で小学生の野外遊びの提供を行う事業。 ②乳幼児の親子を対象とした屋外型親子ひろば事業。	子ども子育て事業課	①4公園	C	①市内公園で遊びを促す活動を行い自主的な遊びや生活に根ざした遊びを展開する。	C	C
			子育て相談室	②3か所	C	②親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。	C	
66 再掲	プレイステーション事業	青少年がいきいきと安全に遊べる冒険遊び場として、国分寺市プレイステーションの管理・運営を委託する事業。	社会教育課	年間来場者数：16,081人（単年度）	C	子どもたちを見守り、活動を支える大人たちが増え、子どもたちが安心してのびのび遊べる環境である。	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
132	自然や生き物との触れあいを通し、自然の不思議や生命の大切さを主題とした体験学習施設の検討	小学生を主に利用対象とし、既存施設（緑地・姿見の池）などを利用して、自然や生き物との触れあう場として親水施設、ヒートープ等の充実を図るため調査・検討する事業。	緑と建築課	体験学習の場： 1箇所 指導者：1名	C	実施内容に変化はなかったが、子どもの参加は前年度より少なかった。	C	C
133	学童体験農園の充実	学校近隣の農地を借用し、児童が土に触れ、種まきから収穫までの一連の作業を通して、心豊かな児童の育成を図る事業。	学校指導課	3校で実施	a	着手 （学校近隣の農地を借用し、児童が土に触れ、種まきから収穫までの一連の作業をすることが、教育課程に深く位置付き、学校の特色として認知されている。）	A	A
134	日光移動教室の充実	校外活動の一環として、小学6年生全員を対象として実施する移動教室参加者に補助を行う事業。	学務課	対象児童数：887人 補助金額：8,156,854円	C	対象児童が移動教室で充実した体験学習ができた。	C	C
135	芸術鑑賞教室事業	音楽・演劇等を鑑賞することにより、生活を明るく豊かにする芸術について基礎的な理解を深め情操教育の充実を図る事業。	学校指導課	小学校：2回（全校合同） 中学校：各校1回	a	着手 （音楽・演劇等の鑑賞を通して、普段はなかなか接する機会のない芸術に触れるとともに、教科担当による計画的な指導によって普段の学習に反映され、深化されている。）	A	A
136	わんぱく学校	体験学習や仲間との交流をとおして、子どもたちの感受性・人間性をのばし青少年リーダーとしての資質を育てる事業。	社会教育課	参加者数：44人	C	さまざまなプログラムを通して地域で活動する人材が育っている。	C	C
137	伝統文化こども教室	伝統文化を次世代に継承させるため、子どもたちに伝統芸能及び生活文化を体験・習得させる事業。	文化と人権課	教室構成団体数：13	C	子どもたちが伝統文化に触れ親しむ機会を提供し、伝統文化の継承に寄与した。	C	C
138	公民館青少年体験事業	公民館で開催する「中学生に習うパソコン教室」で講師の役割を担う等、青少年向けの様々な体験事業の実施。	公民館課	実施事業数：5事業 ・全館で「中学生に習うパソコン教室」を実施。	a	・中学生が講師補助としてかわわり、参加者との交流を通して、達成感を持つことができ好評である。 ・学校と公民館との連携が図られた。	A	A
139	夏休み学校キャンプ	学校施設を利用し、地域の方々が実行委員会となりキャンプを開催する事業。	社会教育課	市内全市立小学校10校で実施	C	市内全市立小学校10校で実施	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
140	ジュニアサマー野外活動交流会	姉妹都市の佐渡市において、国分寺市では体験できない海や山などの野外活動を通して、佐渡市の子もたちとの交流を図るとともに、佐渡の歴史や文化に触れる機会を持つことを目的に実施。	スポーツ振興課	参加人数、小学生23人 中学生2人（合計25人）	C	姉妹都市の小学生とレクリエーションや佐渡でのプログラムを通じて交流した。	C	C

7-② 環境学習の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
141	児童館・学童保育所における、ゴミの分別による日常体験学習	施設内での、大人の目のあるところで、ゴミの徹底分別を直接的に指導したり、イベント時には、食器の持参など励行し、環境学習を遊びながら日常的に行う。	子ども育て事業課	全施設で実施	C	日常的にゴミを分別し捨てるようゴミ箱に分別しやすいよう表記するなど工夫する。	C	C

7-③ 中高生が乳幼児とふれあう機会の確保

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
142	中高生と乳幼児のふれあい事業	主に、市内各親子ひろば事業での、中高生と乳幼児のふれあいの場を企画し、乳幼児に対する次世代の親へ向けて、感性を磨いてもらうなどの体験の場を設定する。	子育て相談室	職場体験受け入れ数：6名	C	中学生が職場体験を通じ、乳幼児と触れ合うことの楽しさ等を経験を与えられた。	C	C

7-④ 不登校児童・生徒への施策の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
143	不登校児童・生徒への支援	継続して適応指導教室（トライルーム）を設置することで、不登校児童・生徒への教科指導や体験活動を行うなどの支援を行い、学校復帰の一助とする事業。	学校指導課	小学校：4名 中学校：21名	a	着手（適応指導教室（トライルーム）において不登校児童・生徒への教科指導や体験活動を行うことにより、学校復帰を達成した事案が見られた。）	A	A

7-⑤ 地域に開かれた学校運営の推進

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
144	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	学校運営協議会等の充実及び学校支援地域本部の導入など、学校を支援する組織づくりを進める。学校を支援する地域の体制が整ったところから、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの設置を進める。	学校指導課	コミュニティスクール3校	a	着手 (地域との協働により学校運営がされた。)	A	A

7-⑥ 特別支援教育の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
145	特別支援教室の設置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個別指導等を行うための特別支援教室を設置していく。	学校指導課	小学校7校 中学校3校	a	着手 (特別支援教室設置校に週1回特別支援教育支援員を配置し、個別の支援が必要な児童生徒の指導を行った。)	A	A

施策分野 8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす

8-① 医療費補助の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
146	保健指導票の交付	経済的理由により、診察・検査などの保健指導を受けがたい妊産婦と乳幼児に対し健康診査の受診料軽減のため受診券を交付する事業。	健康推進課	交付者0人 交付枚数0枚	C	事業内容の質的変更はなく、現状維持できている。	C	C
147	難病医療費等の助成	①指定難病の方②東京都内に住所を有している方③健康保険に加入しており、他の医療給付制度（生活保護等）を受けていない方④医療費助成の認定基準を満たしている方へ支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	障害者相談室	申請件数（更新等含む）：1,655件 (B型・C型ウイルス肝炎インターフェロン含む)	C	継続 障害者のしおり等を通し制度の周知を図った。	C	C
148	小児慢性特定疾病医療費助成	満18歳未満で小児慢性疾患対象疾病に罹患している方に支給する事業。ただし、18歳以上についても継続して更新手続きを行った場合に限り20歳まで延長可能となる。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	健康推進課	申請者113人	C	東京都の受任窓口として申請書の受理に関する事務を市で行っている。	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
149	大気汚染健康障害者医療費助成	①東京都の区域内に、引き続き1年以上（3歳に満たない乳幼児は6か月以上）住所を有する18歳未満の方②現に、気管支喘息、喘息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫か、これらの続発症に罹患している方③健康保険に加入しており、他の医療給付制度（生活保護等）を受けていない方に支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	健康推進課	新規申請75人 更新申請568人 変更申請76人	C	東京都の受任窓口として申請書の受理に関する事務を市で行っている。	C	C
150	養育医療給付	未熟児（出生時体重2,000グラム以下、またはそれ以外で生活力が特に弱い乳児）で、医師が入院養育を必要と認めた方に支給する事業。平成24年度まで東京都からの受任事務で窓口事務のみ行っていたが、25年度より支給認定、支払等を含めた全ての事務が市に移譲された。	健康推進課	新規認定24人	b	制度の解釈変更が行われたことで、申請者のメリットが増えた。	B	B
151	自立支援医療（育成医療）	肢体不自由など機能障害があり、手術等により治療効果が期待できる18歳未満の児童の医療費の一部を助成する事業。所得制限があるほか、住民税額による自己負担あり。東京都より窓口事務が市に移譲されている。国や東京都へ制度の拡充を要請する。	子ども子育てサービス課	取扱件数：13件	C	正確な手続きを行い対象者への医療費補助につなげることで、経済的な負担を軽減した。	C	C
152	乳幼児医療費助成事業	義務教育就学前の乳幼児の医療費の自己負担分を助成する事業。所得制限なし。国や東京都へ制度の拡充を要請する。	子ども子育てサービス課	受給者数：6,667人	C	制度周知により申請漏れを防ぎ、未申請者には個別にお知らせを送付することにより、乳幼児家庭の経済的な負担を軽減した。	C	C
153	義務教育就学児医療費助成事業	義務教育就学期にある児童の医療費の自己負担分を助成。ただし、通院1回につき200円の一部負担金あり。児童手当に準拠した所得制限あり。国や東京都へ制度の拡充を要請する。	子ども子育てサービス課	受給者数：5,830人	C	制度周知により申請漏れを防ぎ、義務教育就学児家庭の経済的な負担を軽減した。	C	C

8-② 児童手当等の充実

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
154	児童手当	中学校修了前の児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。〔支給金額〕0歳～3歳未満：一律月額15,000円、3歳～中学生：月額10,000円、第3子以降の小学校修了前の児童＝月額10,000円	子ども子育てサービス課	支給人数：延べ164,252人	C	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	C	C
155	児童扶養手当	ひとり親家庭等が児童を扶養していることに対する手当。対象となる児童は18歳未満（中度以上の障害を有する児童は20歳未満）。対象となる家庭は、父母が離婚、父または母が死亡または生死不明、父または母に1年以上遺棄、父または母が法令により1年以上拘禁、婚姻によらないで出生、父または母が重度の障害を有するなど。ただし、所得制限がある。	子ども子育てサービス課	支給人数：延べ7,721人	C	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	C	C
156	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に障害（①身体障害者手帳1～3級程度②愛の手帳1～3級程度③左記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害）がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。	子ども子育てサービス課	受給者数：120人	C	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	C	C
157	児童育成手当・障害手当	育成手当は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の保護者等に支給する事業。所得制限あり。〔支給金額〕月額13,500円。育成障害手当は20歳未満の心身に障害（①身体障害者手帳1・2級程度②愛の手帳1～3級程度③脳性麻痺または進行性筋萎縮症）がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。〔支給金額〕月額15,500円。	子ども子育てサービス課	育成：10,733人 障害：1,229人	C	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	C	C
158	乳児栄養食品支給（28年度より廃止。ただし、28年3月までに申請した方へは4月以降も支給）	十分な栄養を摂取できない乳児に対し、栄養食品（ミルク）を支給する事業	健康推進課	申請者数：1人（27年度）	C	必要としている市民が申請し、粉ミルクを支給した。	B	B
159	国分寺市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園等に入園している幼児の保護者の負担を軽減し幼稚園教育の振興と充実を図るために補助する事業。	子ども子育てサービス課	園児数：1,530人	C	子ども・子育て支援制度の施行により従来の運用に加え幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減した。	C	C
160	国分寺市私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の設置者が当該幼稚園の入園及び保育料の減額または免除をする場合において、市が設置者に対して行い、幼児教育の振興と充実を図るために補助する事業。	子ども子育てサービス課	園児数：967人	a	幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減した。また、制度拡大し幼稚園類の幼児施設も対象とした。	A	A
161	学童保育所事業への参加費補助	生活保護世帯児童の事業参加への参加費免除及び交通費等の扶助を行う事業。	子ども子育て事業課	扶助合計金額：1020円	C	必要な児童全員に扶助を行う。	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
162	国分寺市心身障害児福祉手当	20歳未満の心身障害（①身体障害者手帳1～4級程度②愛の手帳1～4度程度）がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限なし。[支給金額]月額5,400円。ただし、育成障害手当受給者は除く。	子ども子育てサービス課	支給延人数：2,287人	c	正確な手続きを行い対象者を手当支給につなげ、経済的な負担を軽減した。	C	C
163	自転車駐輪場定期使用料減免	国分寺市有料自転車等駐車場条例第7条の規定により、生活保護・児童扶養手当・児童育成手当受給世帯及び身体障害者に対し自転車等駐車場定期使用料の減免を行う事業。	事業計画課	361	d	申請に基づく承認なので質的な実績は示せない	C	C

8-③ ひとり親家庭等の支援

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
164	①母子自立支援員による母子相談 ②母子福祉資金の貸付	①生活上のさまざまな問題に関する相談をうけ、児童扶養手当・児童育成手当、義務教育就学援助及び公共職業訓練所への斡旋等、生活、就労面の情報提供等の支援を行う。 ②配偶者のいない母子・女性を対象として、経済的・社会的に安定した生活が送れるよう、各種資金の貸付を行う。	生活福祉課	①自立した世帯数0件 ②新規貸付決定件数：28件 金額：10,973,000円	①d ②c	①該当者がいなかった。 ②就労自立ができています。	①D ②C	C
165	母子生活支援施設入所	生活上の問題で子どもの養育が十分にできない場合に、居室を提供し生活支援を図る事業。	生活福祉課	27件	c	就労自立ができています。	C	C
166	民生委員による相談	子育て・母子保健・地域生活・教育・学校生活等の日常的な子どもに関する相談について関係機関（行政・児童相談所・保健所・警察署・社会福祉協議会等）と連携して情報提供を行う事業。	地域福祉課	相談件数：588件	a	日常的な子どもに関する相談をしやすい環境が整えられ、関係機関と連携しながら相談対応を行った。	C	B
167	生活保護	生活に困窮するすべての国民に対して最後のセーフティネットとして保護基準に従い最低限度の生活を保障し、自立助長を支援する事業。	生活福祉課	1件	c	就労自立ができています。	B	B
168	ひとり親ホームヘルプサービス	就業、技能取得等の自立に向けた活動又は疾病等のため、日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭にヘルパーを派遣して、家事等の必要なサービスを提供する事業。	子育て相談室	利用要件を満たしている申請者に対して、100%サービス提供できている。 利用世帯数：11世帯	b	特に保護者の就業、技能取得等の自立に向けた活動の支援ができています。	B	B

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
169	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親（母子家庭の母、父子家庭の父）の職業能力開発のための指定講座の受講料の20%を支給する事業。	生活福祉課	0件	d	利用者がいなかった。	D	D
170	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親（母子家庭の母、父子家庭の父）の経済的自立に効果的な資格を取得するにあたって、2年以上養成機関等で修業する場合、生活費の負担軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を2年間支給する。また、修業終了時には、高等職業訓練修了支援給付金を支給する事業。	生活福祉課	2件	d	利用者が少なかった。	D	D
171	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童で、児童扶養手当受給資格と同じような状態にある母子、父子家庭等に対し、医療費の自己負担分を助成する事業。ただし、課税世帯については一部負担あり。所得制限がある。国や東京都へ制度の拡充を要請する。	子ども子育てサービス課	受給者数：818人	c	制度周知により申請漏れを防ぎ、ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減した。	C	C

施策分野 9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる

9-① バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
172	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくり	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくりの検討に子どもも社会の一員として考える。	学校指導課	特別支援教育に関する悉皆の研修会を年間5回開催	b	着手 （国分寺市内の全ての教員に、合理的配慮などバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報提供を行った。）	B	B
			地域福祉課	福祉センターにおいて、13か所のトイレに手すりを設置した。	a	福祉センターにおいて、13か所のトイレに手すりを設置することにより、トイレの利便性を向上した。	B	
173	都赤ちゃんふらっと事業の推進	赤ちゃんを連れて出かけたときに、授乳ができたり、トイレが使用できたり、おむつ替えができる施設を増やすことを目的に、全庁的な啓発をする。都の事業としては、施設整備が補助対象となる。	子育て相談室	実施施設数：31箇所	b	設置基準に則り整備	C	B

9-② 安全な道路交通環境の整備

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
174	安全設備の設置	道路照明灯、道路区画線等の交通安全施設を整備することにより、交通危険箇所を解消し、交通事故の防止を図る事業。	道路と下水道課	基準に基づき、優先順位をつけて設置。破損等に対しては速やかな修繕を行った。	C	基準に基づき、優先順位をつけて設置。破損等に対しては速やかな修繕を行った。	C	C

9-③ 交通安全学習

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
175	交通安全運動市民の集いの開催	ポスターの募集・作成は行わないが、交通安全運動市民の集いを年1回のペースで開催し、交通安全に対する周知を行う。	事業計画課	3	C	所轄警察署より事故の発生状況や防止対策の講話がされ、事故防止の啓発を図りました。	C	C

9-④ 安全なまちづくり

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
176	水質分析等調査	安全な河川等の水質調査として野川水質分析、湧水分析、野川水生生物、井戸水水質などの調査・分析を実施する。	環境計画課	水質：年1回3地点 湧水：年7回2地点 水生生物：年1回1地点 井戸水：年1回19地点	C	水質：年1回3地点 湧水：年7回2地点 水生生物：年1回1地点 井戸水：年1回19地点	C	C
177	大気環境分析等調査	児童の通園、通学等、幹線道路沿線の大気調査、自動車排気ガス測定、自動車騒音・振動・交通量および酸性雨等の調査を実施する。	環境計画課	大気、排気ガス、騒音・振動：年1回7地点 酸性雨：毎月1地点	C	大気、排気ガス、騒音・振動：年1回7地点 酸性雨：毎月1地点	C	C
178	ダイオキシン類調査	人体に有害な物質、ダイオキシンについて、学校、公園で隔年において大気、土壌の調査を実施する。	環境計画課	調査・分析実施回数：1回	C	調査・分析実施回数：1回	C	C
179	放射能対策	空間放射線量、給食食品等の放射性物質濃度、プール水・親水施設等の水の放射線物質濃度等の測定を実施する。	環境計画課	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定の実施	C	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定の実施	C	C

9-⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
180	セーフティ教室等の開催	児童・生徒の発達段階に応じて、犯罪に巻き込まれないための危険予知能力や危険回避能力を養う事業。また、家庭や地域社会との犯罪防止に向けた共通理解を図り、関係諸機関との連携を確立する。また、学校に不審者が侵入した場合を想定し、安全に避難する方法を身に付ける。	学校指導課	小中学校全校で年間15回開催	a	着手 小中学校全校においてセーフティ教室を開催し、安全・安心に関する具体的な指導を行った。	A	A
181	子ども110番の家の設置	子どもが被害を受けたり、身の危険を感じたときに安心して避難できる「子ども110番の家」の設置を行う事業。	学校指導課	登録数 1,015軒	b	着手 各校においてPTAと連携して新規協力者の勧誘にあたった。	A	A
182	通学路見守り活動の実施	春と秋の交通安全運動週間に合わせ、通学時における子どもたちの安全を図るため、年に2回、通学用道路にて教育委員会が見守り活動を行う事業。	教育総務課	年2回見守り活動を実施。	c	交通安全運動週間に合わせて実施することにより、交通安全意識の啓発ができた。	C	C
183	防犯パトロールの実施	子どもたちの安全確保など市内の防犯対策のため、自主防犯活動団体による防犯パトロールや市職員等による青色防犯パトロールの実施を推進する事業。	防災安全課	48団体	c	現状維持	C	C
184	防犯まちづくり委員会・ブロック連絡会の開催	防犯まちづくり委員の全市的な組織である防犯まちづくり委員会を開催し、各ブロック連絡会を通じて、委員相互の意見交換や情報交換、警察等との交流を図り、地域の防犯啓発活動を展開する。また、児童の見守りに関して防犯まちづくり委員をはじめとする自主防犯活動団体とPTAとの意見交換・情報共有を行う。	防災安全課	122人	a	防犯リーダー講習会参加者が増加し、各地域で委員が防犯活動を活発に行える体制を整えることができた。	A	A
185	防犯リーダー養成講習会の開催	防犯知識を習得できる講習会を実施して地域で活動する防犯リーダーを養成し、地域での自主防犯活動の活性化を図る事業。	防災安全課	209人	a	積極的なPRを行うことで、防犯リーダー委員認定者が増加し、防犯知識を習得した市民の増加につながった。	A	A
186	事件災害情報の迅速な提供	事前に登録した市民等に不審者や事件、災害情報を電子メールで配信する事業。	防災安全課	16,308人	b	登録者は一定程度増加した。今後も迅速な配信に努める必要がある。	B	B
187	自主防犯活動団体による児童の見守り活動の推進	現在、自主防犯活動団体では登下校時に児童の見守り等を実施しているが、更に多くの団体に要請し、登下校時に合わせた防犯パトロールや見守り活動を推進する。	防災安全課	18団体	c	市民向けの講座等で呼びかけをしたが増加にはつながらなかった。	C	C

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
188	防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施	児童が犯罪の被害に巻き込まれる危険性の高い通学時の安全確保のため、下校時間前に防災行政無線を使用して地域住民等に子どもの見守り活動の呼びかけを行う。	防災安全課	1日1回	c	放送時間を午後1時30分から2時に変更して下校時刻に合わせて放送した。	C	C
189	地域防犯パトロール協力事業者によるパトロール	市内の事業者と協定を締結し、車両にマグネットシートを貼付し、業務中に市内の防犯パトロールを実施する。	防災安全課	10事業者	c	新たな事業者との締結には至らなかった。	C	C
190	市立小・中学校周辺における自主防犯活動拠点の設置	学校及び周辺の安全を確保するため、校内の既存の施設や周辺の空き店舗や事務所を活用した地域の防犯ボランティアが集まることのできる自主防犯活動拠点を設置する。	防災安全課	設置困難	d	設置困難	D	D

9-⑥ 被害にあった子どもの保護

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
191	いじめと虐待などで被害を受けた子どもへの支援	子ども家庭支援センターと、教育委員会・警察・児童相談所・主任児童委員が連携して、被害にあった子どもの支援を実施する。必要によって、子どもの実態に見識の深い選任弁護士に相談実施し、解決に向けて。	子育て相談室	個別ケース会議開催対象家庭数：50家庭 事実発生を把握したケースについては、ほぼ対応している。	a	重篤な事例については、児相機能も活用して対応している。	A	A

施策分野 10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める

10-① 地域社会における子どものための活動援助

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
25 再掲	子育て・子育て支援市民活動団体の支援	市民活動センターにおいて、各種相談、印刷機や会議室の提供など活動の支援、事業展開のための利子補助などの支援を行う事業。	協働コミュニティ課	登録団体数が143団体となり、昨年より8団体増えた。	b	未登録団体への声かけや市報にセンター情報を掲載しPRを図った。また、庁内の「協働研修」内容の充実を図り職員への意識啓発に努めた。	C	B
192	児童館と地域子育て支援活動の連携	地域の子どもたちのための活動へ、児童館職員の派遣協力を行う。例：青少年地区育成祭・講演会・本多子ども祭・泉町防災連合会の祭・地域防災映画・防災訓練・肩車の会祭・PTAからの要請など。	子ども子育て事業課	55回	a	児童館が地域と連携することにより、職員の派遣が増えている。	B	A
21 再掲	青少年育成地区委員会への補助金交付	市内5地区の青少年育成地区委員会の活動に対し補助金を交付する事業。	子ども若者計画課	1,100,000円	c	実施	B	B
22 再掲	地域活動連絡会への補助金交付	心身に障害のある児童・生徒の余暇活動の充実を図るため地域活動連絡会に対して補助金を交付する事業。	社会教育課	補助金額1,995,000円	c	心身に障害がある児童・生徒の余暇活動が充実している	C	C
193	児童館における、施設使用の提供・備品貸し出し	児童館への還元を目的とする団体の活動の施設利用を可としたり、備品の貸し出しを行う事業（貸し切りは不可）。	子ども子育て事業課	施設・備品の貸し出し件数：74件	c	地域団体や乳幼児保護者グループ等への貸出をする。	C	C
194	子ども読書活動推進計画の事業の実施	平成20年度に策定した「国分寺市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動推進事業を実施する。	図書館課	講演会・講座：12回 ブックリスト作成：4種類 お話の出前図書：31冊増 外国語図書：13冊増 乳幼児健診での絵本紹介：23回 出前講座11回 サマースクール：5回 としかん福袋：130セット	a	都立多摩図書館との連携は0回	E	C

10-② 地域の住民が参画した世代間交流の推進

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
139 再掲	夏休み学校キャンプ	学校施設を利用し、地域の方々が実行委員会となりキャンプを開催する事業。	社会教育課	市内全市立小学校10校で実施	c	市内全市立小学校10校で実施	C	C
195	児童館・公民館における異世代交流事業	地域の高齢者のボランティアによる児童への遊びの指導等を実施し、異世代交流事業として様々な文化事業を実施。 地域の小中高生及び大学生による異世代間交流の場で、お互いの関わりが深まる事業を実施。	公民館課	実施事業数：6事業 ・子どもも大人も共に学ぶ事業として「異世代交流事業」を実施。 ・地域会議等の事業として「地域協働事業」「もともちファミリー運動会」「チョットとさきどりクリスマス」を実施。 ・並木公民館で、近くの農家や農業体験講座の参加者による「子ども農業体験講座」や、陶芸グループの協力で「子ども陶芸教室」を実施。	a	・異世代交流事業で子どもから大人までが共に学び、世代を超えた交流を行った。 ・地域の特性を活かし、地域会議等で組み立てた事業を実施し、地域のつながりを持った。 ・講座参加者や利用グループの協力のもと、地域の幅広い年齢の方と交流した。	A	A

施策分野 11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める

11-① 市と市民との協働による協働事業等の取組

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質的実績	評価	
7 再掲	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	子ども若者計画課	未実施	e	未実施	E	E
8 再掲	親子ひろば事業の拡充	事業：利用者が安心して集える場で、育児相談もでき、友達関係も作れるなどを目的とした事業 対象者：主に0～3歳とその保護者、妊娠期の方 開設場所：市民活動団体の事業を含めて、各小学校区に1施設以上開設、ベビーカーを引いて利用できる地域に存在（市立児童館・市立地域センター・市立子ども家庭支援センター・市立学童保育所・市立スポーツセンター・都営住宅集会所） 屋外型親子ひろば事業は、市内3箇所公園にて開設 開設時間：各活動により、1日/週～5日/週、2時間/日～7.5時間/日 運営状況：市直営事業、指定管理者運営事業・委託事業、市と市民活動団体の協働事業、活動団体独自事業など各種	子育て相談室	利用者述べ数計：55,412名（妊娠期の方の利用：54名（プレババ3名含む）、父親の利用：601名、相談件数：4,193件）	a	利用実績は増え、親子の居場所として周知も広がってきていると考えられる。懸念であった駅前子育てサロンの移転も完了し、市民にとってより利用のしやすい場所となった。	B	A

通番	事業名	事業概要	27所管課	27年度（実施）				一次評価
				量的実績	評価	質の実績	評価	
24 再掲	子ども野外事業	①公園で小学生の野外遊びの提供を行う事業。 ②乳幼児の親子を対象とした屋外型親子ひろば事業。	子ども子育て事業課	①4公園	C	①市内公園で遊びを促す活動を行い自主的な遊びや生活に根ざした遊びを展開する。	C	C
			子育て相談室	②3か所	C	②親子が外遊びし、交流、相談を行うことにより、リフレッシュする。	C	
65 再掲	児童館運営委員会の設置	全館を対象とした、事業評価・課題抽出のための委員会を立ち上げる。	子ども子育て事業課	開設状況：無（児童館運営について、児童から意見を聴く会は、全館で実施）	e	未実施	E	E
144 再掲	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	学校運営協議会等の充実及び学校支援地域本部の導入など、学校を支援する組織づくりを進める。学校を支援する地域の体制が整ったところから、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの設置を進める。	学校指導課	コミュニティスクール3校	a	着手	A	A
196	国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会	国分寺市子育て・子育ていきいき計画（次世代育成支援対策地域行動計画）の進捗状況を把握・評価し、課題の抽出を行う。（市民等組織）	子ども若者計画課	開催回数：6回／年	C	計画の施策ごとの進捗よく状況の確認及び評価を予算策定期間に合うように行った。	B	B